

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成28年12月9日（金） 午前10時31分から
午後 3時59分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、二ノ宮健治、濱田洋、末宗秀雄、井上伸史、馬場林、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治、小嶋秀行、尾島保彦

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 松坂規生 ほか関係者

7 出席した参考人の職・氏名

玖珠町教育委員会教育総務課長	長尾孝宏
大分県立玖珠美山高等学校PTA会長	本松洋一
大分県立玖珠美山高等学校校長	野尻明敬

8 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

9 会議の概要及び結果

- (1) 第105号議案のうち本委員会関係部分及び第120号議案から第122号議案までについては全会一致をもって、第119号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決定した。

継続請願10及び継続請願11については、継続審査とすることをいずれも賛成多数をもって決定した。

- (2) 第107号議案については賛成多数をもって、第109号議案については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと総務企画委員会に回答すること決定した。

また、第112号議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを全会一致をもって決定した。

- (3) 別府警察署における捜査用カメラの不適正使用事案に係る再発防止策の推進状況について、交番・駐在所の配置見直し計画について及び平成28年度全国学力・学習状況調査の結果及び分析と今後の対応についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 玖珠町教育委員会教育総務課長長尾孝宏氏ほか2名を参考人として招致し、意見聴取を行うことを、全会一致をもって決定した。
- (5) 玖珠町における公営塾の取組について、参考人から意見聴取を行った。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

10 その他必要な事項

なし

11 担当書記

議事課委員会班	課長補佐	工藤ひとみ
政策調査課調査広報班	主幹	内田潔

文教警察委員会次第

日時：平成28年12月9日（金）10：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

10：30～11：45

(1) 合い議案件の審査

第109号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第112号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第122号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①別府警察署における捜査用カメラの不適正使用事案に係る再発防止策の推進状況について

②交番・駐在所の配置見直し計画について

(4) その他

3 教育委員会関係

13：00～14：30

(1) 合い議案件の審査

第107号報告 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第105号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

第119号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

第120号議案 大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

第121号議案 大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について

継続請願 10 国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について

継続請願 11 大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて

(3) 諸般の報告

①平成28年度全国学力・学習状況調査の結果及び分析と今後の対応について

②平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報）について

③大分県立南石垣支援学校の事故に関する対応について

④県立屋内スポーツ施設建設事業の進捗状況について

(4) その他

4 参考人出席要求の件 14 : 30 ~ 14 : 35

5 参考人からの意見聴取 14 : 35 ~ 15 : 50

(1) 玖珠町における公営塾の取組について

①玖珠町教育委員会 教育総務課長 長尾 孝宏 氏

②大分県立玖珠美山高等学校 P T A 会長 本松 洋一 氏

③大分県立玖珠美山高等学校 校長 野尻 明敬 氏

6 協議事項 15 : 50 ~ 16 : 00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

7 閉 会

別 紙

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回、付託を受けました議案 5 件及び合い議 3 件並びに前回継続審査となりました請願 2 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査を行います。

松坂警察本部長 警察本部長の松坂でございます。嶋委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、平素から警察業務運営の各般にわたり、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既に報道等でご案内のことと存じますが、先日、別府警察署の生活安全課で保安・営業を担当する事務職員が、捜査情報を漏えいしたとして地方公務員法違反容疑で逮捕されました。

県警察では、別府警察署員における不適正捜査事案、また、宇佐警察署員による器物損壊事案が相次いで発生し、再発防止や信頼回復に向け組織を挙げて取り組んでおりましたが、その最中の今回の不祥事であり、委員の皆様方はもとより県民の皆様方に心よりおわびを申し上げます。

今回の不祥事の原因・背景につきましては、現在解明中ではありますが、捜査・調査を徹底してその原因等を明らかにした上、しっかりと職務倫理教養などを行って再発防止に取り組み、失われた警察の信頼を回復させるよう、県警察一丸となって県民の安全を全力で守ってまいる所存であります。

委員の皆様方には、今後も引き続き県警察に対しご指導賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

嶋委員長 それでは、まず、合い議案件の審査を行います。

末宗委員 ちょっといいかな。

嶋委員長 この件は後ほど諸般の報告で。

末宗委員 宇佐署の説明の中で器物損壊と言いましたが、認識とちょっと違うので教えてください。

松坂警察本部長 宇佐警察署員の事案につきましては、当初、窃盗ということで逮捕したものであります。しかしながら、検察において処分がなされる段階で、この事案については窃盗ではなくて、器物損壊ということで司法処分が出されたものでございます。そのために、今、器物損壊事案としてご説明を申し上げます。

嶋委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第 109 号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

板井交通部長 第 109 号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書は 25 ページになりますが、委員会資料に沿って説明させていただきますので、資料 1 ページをお開き願います。

今回の改正は、1の概要にありますように、最近の交通情勢に鑑み、道路交通法等が改正され、運転免許の種類として準中型自動車免許が新設されるとともに、75歳以上の運転者に対する臨時認知機能検査等が導入されることとなったことから、運転免許関係の手数料を改正するものです。

まず、(1)準中型自動車免許の新設でございますが、コンビニ配送トラック等の主流は最大積載量2トン程度でありますものの、これに保冷設備等が取り付けられることによって、車両総重量が5トンを超え、その運転に中型免許が必要なものが多くなっております。

一方、中型免許の取得可能年齢が20歳であることから、高校を卒業して間もない若年層が直ちにこれを運転することができず、運転手の人材確保に影響を及ぼしているという指摘も踏まえ、普通免許と中型免許の区分を見直して、18歳から取得可能な車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の貨物自動車を運転できる準中型自動車免許を新設したものでございます。

次に、(2)臨時認知機能検査等の導入についてでございます。75歳以上の高齢運転者が、認知機能低下により起こしやすいとされる逆走などの通行区分違反や信号無視など18の違反行為をしたときに、臨時で認知機能検査を受けなければならないとし、検査の結果に応じて、臨時の高齢者講習の受講や医師による臨時の適性検査を受けなければならないとするものであります。

また、免許更新時の高齢者講習についても見直し、更新時に受ける認知機能検査の結果によって、講習が合理化あるいは高度化されることとなります。

これに伴いまして、2の改正の内容にありますように、運転免許関係事務について、該当する試験手数料や講習手数料などを新設あるいは改正するものでございます。

なお、手数料の金額につきましては、国が示す基準額としております。

3の施行期日につきましては、道路交通法等の施行日である平成29年3月12日としております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

濱田委員 18歳から運転ができるというのは、機能としては年齢で十分だと思うんですけども、やっぱり中型が20歳になっているというのは、2年ぐらいのキャリアを積まないで、ある程度の重量のあるトラック運転等は危険だということで、今までは来ておったと思うんですね。だから、基本的に就職とかいろんなものを考えたときに、18歳まで下げてこの準中型免許をつくるということは、何らやぶさかではないんですけども、そういう面の免許取得のときの安全対策ですね、何か試験内容に実技とかそういうものを入れたりしないと。その辺について、自動車学校とかいろんな実施の段階で、どんな指導といいますか、試験とかをやっていくのかお聞かせ願いたい。

岩尾運転免許課長 委員のおっしゃるとおり、確かに中型自動車あるいは準中型自動車というのは、今までの普通車に比べますと運転が難しいものであります。それで、今回の準中型免許につきましては、やはり自動車学校あるいは運転免許試験場にもそれに対応する車両を入れまして、コースも全て改修いたしまして、事故がないように万全を期すということもしております。

濱田委員 基本的に区分がややこしくなるんですね。準中型免許を取っておって、20歳を過ぎたら自動的に中型免許に移行するのか、その辺はどんな形になるんですか。

岩尾運転免許課長 例えば、今度の法改正後で、普通免許を取った方が準中型免許になるためには、補充講習を受けた後、審査を受けます。今までも普通免許を受けた方が中型免許を取る際には、やはりそれなりの訓練をした後に審査を受けていただくという形になっております。ただ、我々のような年代とかのように古い免許証を持っている方は、既得権として免許の上位を運転することができます。若い方は経験がないものですから、そういう審査をしていただくということで、事故防止を図っているところでもあります。

濱田委員 それでは、20歳を過ぎたら、中型免許をもう1回講習とか受け直してやるということですか。

岩尾運転免許課長 そうです。審査が必要です。

井上委員 2ページの高齢者講習の中で、第1、第2分類の5, 200円が、改正後は7, 550円と値上げ幅が大きいんですね。その理由はということですか。

それから、その下の臨時高齢者講習、新設の5, 650円というのは、高齢者には負担が厳しいんじゃないかと思う。それと場所ね、免許証の更新場所が大分の場合、例えば日田から行くと結構遠いんですよ。やっぱり地元でやってもらわないと。高齢者ゆえにそういった配慮が必要だと思うんですけど、その辺のところはどうですか。

岩尾運転免許課長 臨時認知機能検査も臨時高齢者講習も委託事業でありまして、自動車学校に委託しておりますので、県下誰でも自分で一番近いところを利用することができます。それと、先ほどありました値段が高いという点につきましては、やはりそのとおりでと思いますけれども、これは講習に当たる時間が高度化された場合、時間が長くなりますので、それに応じての人件費等で組み立てられております。ただ、大多数の方は、今までの講習を見直して、例えば、第3分類という形になるんですが、75歳以上でも認知機能に全く問題がない方がほとんどを占めます。その方と75歳未満の方、こういう方はそれほど長い講習が必要ではないだろうということで、これからは、今まで2.5時間だったものが2時間という形で短くなります。大勢の方はこれまでより講習料が安くなるという形になっています。これが先ほどの合理化ということになります。

井上委員 個別指導とありますが、どのような形でやるのですか。

岩尾運転免許課長 今度の法改正後はドライブレコーダー等を活用し、それぞれの方の運転個性が違いますので、その人の運転した映像を見せながら個別に講習をしたり実車をしたりという形で、それに合わせて講習を行うという形に、高度化という形になっております。

井上委員 言葉ではわかるんですけども、とにかく実際やってみないとなかなか感じがつかめないと思います。とにかく高齢者に対する配慮をお願いします。

末宗委員 普通免許を持たなくて中型免許だけ取れるわけだけど、普通自動車の運転はまあまあできても7.5トンとか言ったら随分違うわね。そこらあたりは大丈夫なの。

岩尾運転免許課長 昔は大型免許と普通免許しかございませんでした。そうした場合に、普通免許でかなり大きな車、例えば、引っ越し用の4.5トン車等は運転できております。そういう形で、普通免許で大きな車を運転するのはいかがかということで、統計をとったところ、やはり事故が多かったということで中型免許というのが新設されたわけでありま

す。ただし、今まで持っていた方の免許を、免許を受けるときに普通免許しか持っていなかったからといって、既得権というのを考えずにそういう形で制限するということはしていませんので。新たに免許を取る方については、やはり実技を踏まえて、欲しい免許を選択して受ける形ということで免許の区分が変更されたわけであります。

末宗委員 中型免許というのは、普通免許を取るより難しいわけ。

岩尾運転免許課長 使う車両も大きいですし、それに応じて講習の時間も違います。当然に難しく、金額的にかなり高いです。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、福祉保健生活環境委員会から合い議のありました第112号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

高山生活安全部長 議案書34ページをごらんください。第112号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明いたします。

警察本部関係は第2条に該当いたしますが、お手元の委員会資料の3ページでご説明いたします。

まず、1改正の理由ですが、今回の改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等について必要な規定の整備を行うものであります。

2改正する条例ですが、警察に関する条例は、(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例であります。

3改正の内容等ですが、(2)にありますように、引用する文言の改正であります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例では、法におきまして、特定遊興飲食店営業の営業所設置に関して各種の規制を行っております。特定遊興飲食店営業とは、午前零時から午前6時までの間の深夜において、設備を設けて客に酒類を提供し、かつ、遊興させるというような営業でございます。深夜にこのように騒がしいということで、正常な風俗環境を保持する必要があるということから、本条例では設置をする場所を限定した上で、その場所内であっても条例第20条第2項において、児童福祉法で定める情緒障害児短期治療施設等の周囲100メートル以内、またこの地域が商業地域だとか準商業地域であれば50メートル以内、ここでは営業所は設置できませんよという形を規定しております。

今回、児童福祉法の一部改正に伴いまして、表の1番右の枠の改正内容欄に記載のとおり、情緒障害児短期治療施設について、これは機能がそのまま、この施設の名前が児童心理治療施設に改正されました。これを受けまして所要の改正を行うという内容でございます。

ます。

4 施行期日ですが、改正児童福祉法の施行日の平成 29 年 4 月 1 日を予定しております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

第 122 号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

加門警務部長 第 122 号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正についてご説明いたします。議案書の 48 ページをお開きください。文教警察委員会説明資料で説明をさせていただきますので、お手元の資料 4 ページをお開きください。

県下 15 警察署の管轄区域につきましては、警察署の名称、位置及び管轄区域条例別表中に、警察署ごとに管轄する市町村名を、大分市内の大分中央、大分東、大分南警察署の 3 署については関係する大字名等も含めて規定しております。

今回、大分市大字下郡の区域の一部が新しい町名に変更されることに伴い、条例を改正させていただきたいものであります。

資料 5 ページの上段の広域図をごらんください。改正部分は、図の中央付近、大分市立明野西小学校の西側に位置する赤色の部分で、大分中央警察署の管轄となります。

次に、下の段の拡大図をごらんください。変更前の図にある大分市大字下郡の区域の一部につきましては、下の変更後の図のとおり、平成 29 年 1 月 7 日付で下郡山の手へと変更されるものであります。この変更に伴い、新たな町名を条例別表に追加するものであります。

改正条例の施行時期につきましては、町名変更実施日に合わせ、大分中央警察署の部分は平成 29 年 1 月 7 日といたしております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

松坂警察本部長 別府警察署における捜査用カメラの不適正使用事案に係る再発防止策の

推進状況について、ご報告を申し上げます。

大分県警察におきましては、これまでも、適正捜査についての指導・教育を行ってまいりました。そのような中で、別府警察署における捜査用カメラの不適正使用事案が発生したことを受け、事案認知直後より、各種再発防止策に取り組んでいるところでありますが、さきの常任委員会におきまして、嶋委員長より、捜査用カメラの使用に際しては、警察部内で十分に協議した上、二度と同じことを起こさないこと。今回の事案の背景には、警察の捜査能力の低下が懸念されることから、情報収集能力、捜査能力、警察の体質の強化を図ること。若手警察官の教育の向上を図ること等のご意見を頂戴し、県民を代表されてのご意見であると重く受けとめ、捜査幹部を初め捜査員に対する指導・教育、再発防止に取り組んでいるところでございます。

以下、別府警察署における捜査用カメラの不適正使用事案に係る再発防止策の推進状況について報告いたします。お手元の文教警察委員会説明資料の6ページをごらんください。

まずは、本件認知直後から開始いたしました、刑事部長や刑事部幹部による巡回教育についてであります。本年11月30日現在で、県下15警察署全てに対し延べ52回実施をし、受講職員数は延べ約1,100人です。

教育の内容は、幹部としての捜査管理の徹底、人権に配慮した適正捜査の厳守、ビデオカメラ使用要件と事前協議、若手警察官の育成と教育等の項目について、警部以上の捜査幹部を対象としたものや各捜査員を対象としたもの等、それぞれの職務や責任に応じた内容で、現場の実務に即した実効性のある教育に心がけており、今後もあらゆる機会を通じて継続的に実施をしてまいります。

また、現在、警務部長も、各警察署に対し、再発防止に向けた取り組み、県民の期待に応える警察活動の推進等について、巡回教育を行っているところであり、首席監察官や監察課幹部も、捜査管理の徹底について、全警察署に対する巡回教育を行っております。

なお、巡回教育とは別に、警察学校における各種専科教養では、適正捜査が授業科目に組み込まれており、これらの場においても巡回教育と同じ内容で行っております。

次に、人権尊重に配慮した適正な職務執行を期するための教育についてですが、10月5日に開催した刑事課長等会議に弁護士を講師に招き、捜査現場の指揮官である各署の刑事課長等を対象に、基本的人権に配慮した警察捜査と題する講演を行っていただきました。

さらに、本年10月31日にも、弁護士を講師に招き、県下各所属の警部級の職員を対象に、基本的人権と警察活動と題する講演を行っていただいております。

これら講演内容につきましては、参加した職員がそれぞれの職場に持ち帰り、還元教育を行うことで、全職員への周知徹底を図っているところでありますが、今後も、部外の有識者等を招聘して、幅広い職員を対象とした教育に努めてまいります。

なお、これらの指導・教育状況につきましては、12月2日開催の公安委員会に報告をしたところであります。

次に、捜査用ビデオカメラの適正運用と運用状況の公安委員会報告についてですが、本年8月29日付で捜査用カメラの使用要件を示し、9月1日からは、設置型ビデオカメラを捜査に利用する際の、本部業務主管課等との事前協議を全所属に義務づけましたが、各所属とも、使用要件や事前協議の意義・重要性を十分に理解し、厳格に運用されているところであり、10月24日開催の公安委員会で9月分の運用状況を、また、11

月14日開催の公安委員会で10月分の運用状況をそれぞれ報告したところであります。

報告内容は、事前協議の結果及び運用所属、事案概要、設置場所、設置の必要性、撮影の方法等の設置状況についてであり、公安委員からは、ビデオカメラの設置については撮影の必要性等を適切に判断し、県民の理解が得られる運用に努めること、また、ビデオカメラの設置については、設置継続の必要性等を随時検討することとのご意見をいただくとともに、報告結果についてはホームページにも掲載しているところであります。

今後とも、県民の代表である公安委員会に対して、毎月の捜査用カメラの運用状況について報告するとともに、公安委員会からのご意見に基づいた適正な運用を行ってまいります。

県警といたしましては、今後も、巡回教育を継続的に行い、全職員に対し、人権尊重に配慮した適正捜査についてさらなる周知徹底を図るとともに、捜査用カメラの運用に際しては、個別事案ごとに、その必要性や相当性を警察署と本部業務主管課等が協議し、子細・厳格な検討を行い、捜査用カメラの適正な運用を確保して、再発防止の徹底を図ってまいりますと考えております。引き続きご指導よろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 捜査用カメラについて、公安委員会に9月分と10月分を報告したということですが、件数等についてはどういう報告をされているかということが1つ。

それと、3件連続してこういうふうな事件が起きていると、それも隠しカメラ問題は非常に大きな問題として全国でも国会でも取り上げられている中で、宇佐署があり、そしてまた別府署という、同じ別府署ですからね。そういう点では、ここで言われる再犯防止に取り組んでいる、取り組んでいくという言葉が宙に浮いているような状況になっているんですよ。実際に、今現在は巡回教育、人権教育とか、公安委員会に報告していると言っているんだけど、それが果たして、組織としてきちっと守られているのかと非常に疑問が残るわけ、立て続けですからね、これは。だから、そういう点で、こういうふうな問題を本当に周知徹底をされているのかどうか。本当に今後二度と起きない、そういう自覚があるのかどうかということを少し確認をさせていただきたい。

それと、マスコミにも出ていましたが、これまでの対策で何が足りなかったのかを分析して、効果的な対策を講じる必要があるというふうに言っているんだけど、どういう具体的な対策を講じていくのかという点について、このほかにあればお伺いします。

小代刑事部長 まず1点目の、公安委員会への報告件数についてでございます。本部長からの冒頭説明もありましたように、二度と別府のような事案を起こしてはならないという反省のもとで、再発防止対策についてはさまざまな教育、それから、任意捜査における許容性の確認、その相当性だとか、必要性のチェック、そして、捜査用ビデオカメラの使用、いわゆる設置型ビデオカメラの運用につきましては、本部の主管課と事前に子細、厳格な協議をすること、そういった規定を設けて、これまでもそういった教育で徹底をしております。そして、先ほど説明したとおり、9月と10月の運用については、それぞれの翌月の公安委員会にその事前協議の結果、それから、運用の所属、事案概要、設置場所、設置の必要性や撮影の方法等についてその状況報告をいたしたところでございます。

その件数についてでございますが、県警としましては、その内容については捜査の内容

の保秘にかかわる部分、また、プライバシーにかかわる部分がありますので、必要な状況を議事録に報告してございますが、どのような事件にどのような性能というか、どのようなカメラをどの程度、その回数も含んで使ったということにつきましては、捜査の内容というか、捜査の手法にかかわる部分でございますので、その点についてはお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。ただ、再発防止に向けた取り組みというのは徹底して、その運営状況についても厳格に審査し、その状況については公安委員会に報告をして再発防止に取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

松坂警察本部長 2点目のお尋ねについてお答えをいたします。まず、委員から再発防止に取り組む中でこのような不祥事が立て続けに起こっているということは、再発防止に取り組むという言葉が宙に浮いているのではないかとのご指摘でございます。まさしくその言葉を我々一同、厳しく受けとめているところでございます。

3点目のお尋ねともかかわりますが、まさしく我々の今取り組んでいる中身、これが全ての職員に完全に徹底をし切れていない、不十分なところがあるということが、こういった問題が起こっている背景にあるというふうに認識をしているところでございます。

今回、このような別府署員が情報漏えいということで逮捕されたわけでありましたが、別府警察署においても大変大きな不祥事がある中でそれぞれの署員に対する指導に取り組んできたところであります。しかしながら、それが全ての署員に徹底していなかったということについて、今まさに捜査あるいは調査の中でどのような指導が行われ、また、それを署員がどのように受けとめたのかということ、まさしく今調査しているところでございます。そうした結果も受けまして、さらに真に効果が上がる再発防止策というものを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

堤委員 私は回数を聞いているわけで。捜査の中身とかは、これまでもいろいろやりとりする中で回答できないということは重々知っているわけですよ。だから、回数については別に問題ないと思うんだけど。そういうふうな報告があったのであれば、10月は1回報告しましたとかということは別に問題ないんじゃないですか。

小代刑事部長 委員が言われることもよくわかります。ただ、どのような頻度というか、回数を、こういう設置型ビデオを県警として使っているかということについては、捜査の手法にかかわる部分でございますので、その点は控えさせていただきたいと思っております。ただ、同様の別府のような、二度と同じ過ちを繰り返してはならないという思いで、事前の協議だとか、そういったチェックを子細、厳格に行っているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

堤委員 結局、公安委員会には具体的な中身について報告しましたと。それは当然表に出ませんわね。しかし、その具体的な回数という単純なことさえも、こういう委員会の中で報告できないということは、何か体質的に隠しているのではないかとこのように感じてしまうわけですよ。別にどんな事件で、何の事件で1回とか、そういうことを聞いているわけではないんですからね。隠しカメラを10回以上しているから悪いとか、1回だからいいとか、そういう問題でもないじゃないですか。そういう単純な問題については委員会の中で県民に明らかにしていく、いろんな調査をした結果については県民に明らかにしていくというのは本部長もずっと言っているわけですよ。だから、そういう点はちゃんと報告していただきたいというふうに単純に思います。

それともう1つ、基本的人権の学習をしているというふうに言われました。基本的人権というのは憲法の要素の1つ、重大な問題ですよ。あのカメラの事件は、基本的に憲法違反であったという認識についてずっと本部長に聞くけれども、これは答えていないわけ、今でも。ただ、基本的人権の学習をするということは、憲法問題もあったということの裏返しでしょうから、そういう点では、憲法違反の認識も若干あるのではないかというふうに思われるんだけど、それについて答弁をお願いします。

それと、本部長としての責任のとり方ね、これも1つ問題だと思うんですよ。確かにマスコミの前で再発防止を訴える、これも大事です。しかし、こういうふうなことが3件も立て続けに出てきたということについては、重大な責任があるわけですから、その責任の処し方も本部長としてやるべきではないかというふうに思いますけどね。そこら辺、どうでしょうか。

小代刑事部長 委員がおっしゃるのもよくわかります。ただ、捜査をする側として、こういった設置型カメラというのは性能にかかわる部分で、その件数というのは捜査の手法にかかわるということでもあります。

それからもう1つ、憲法違反ではなかったのかということについてであります。9月議会でもご説明したとおりで、別府の事案というのは子細に違法行為ということであれば、彼らが承諾なく敷地内に入ったということについては、住居侵入罪という法律違反を侵しているということで捜査をし、立件し、地検に送致したところでございます。そういう中で、カメラの敷地内への設置、そしてまた、撮影の必要性、相当性もないことから不適切な捜査というふうに判断したところでございます。

それから、人権教育ということで、そういったことの反省を踏まえて、弁護士を招致して、過去のさまざまな判例だとか、任意捜査と強制捜査だとか、そういったところの具体的な事例をもとに教育をしながら、再度そういった現場の指揮官の認識を高めていく教育を今のところ進めているところでございます。

松坂警察本部長 委員からご指摘がございましたけれども、今回、このような事案が立て続けに起こっているということに対し、職員の教育、あるいは人事管理に不十分なところがあると。これについては、県警を預かる者として、その責任を大変重く受けとめているところでございます。

今回の事案などを受けまして、緊急の署長会議を開催して、綱紀の粛正等を訴えてきたところではありますが、今後も引き続き今まで以上に綱紀粛正、再発防止策を徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

堤委員 とりあえず、今のところはこれで。

井上委員 今までの情報からすると、このカメラの関係については、署員4名が罰金とか処分を受けたと。その行為は署員が勝手にやったというような解釈が強いんですか、どうなんですか。

小代刑事部長 9月の議会でも、一般質問、常任委員会でもご説明したとおりではありますが、選挙の取り締まりの事前の会議だとか指導教養の中で、特に取り締まりに当たってのカメラの使用については、事前に本部への報告を義務づけていたところでございます。今回の事案が発生し、確認したところ、現場からは、本部への事前の使用だとか、運用に関する報告はありませんでした。

井上委員 では、署員が自分の判断で勝手にというのはおかしいんですけども、その判断でやったという、そういった解釈ですね。

小代刑事部長 勝手というのは適切かどうかは別にして、現場の刑事官以下の判断で設置したということでございます。

井上委員 わかりました。それと、宇佐署の関係は窃盗で逮捕したんですか。そして、いや、そうじゃなかった、それは器物損壊だったというような。警察としてそんなに変わっていいんですか。

小代刑事部長 少しご説明を申し上げますと、現場の逮捕、現場の判断は、スマートフォン、いわゆる携帯電話を窃盗した、盗んだということ。窃盗というのは、ちょっと難しい言葉なんですけど、それを盗み取る、不法領得の意思がなければ窃盗罪というのは成立しないわけなんですけど、ですから、逮捕時点では窃盗で逮捕と。その後の取り調べ等で、被疑者において不法領得の意思が確認できるかできないか、そういったところを取り調べるわけなんですけど、最終的な処分を判断するのは大分地検でありますので、私どもがその経緯についてここで説明するのは少しはばかれるわけなんですけど。わかりやすく言うと、器物損壊と窃盗というのはもともと性質が違うわけで、器物損壊というのは、何か物を壊しただけではなくて、物を一時的にもその効用を阻害するということも器物損壊の事件の成立の要件に当てはまる。いわゆる物を、自転車を壊すだとか、眼鏡を壊すというのも1つの損壊事案なんですけど、刑法で言うところの器物損壊事案に、物の効用を一時的にも阻害するということも解釈の中にございますので、ご理解をいただければと思っております。

井上委員 窃盗と器物損壊というのは余りにも違うからね。器物損壊の物件にもよるけれども、窃盗よりも器物損壊のほうが、ある意味罪としては軽いんじゃないかという思いもあるんだよね。どうもその辺のところは、判断でそんなに変わるものかなという思いがありましてね、ちょっと素人的には変だなというふうに思います。逮捕は、相当な裏づけがあって皆さん方やるわけですから、その辺のところは、どうもちょっと甘かったんじゃないかなと。その辺のところは今後十分気をつけてね、びしゃっと法に照らして、もう少ししっかりした対応をすべきではないのかなというふうに思います。

小代刑事部長 ご趣旨よく理解できました。1点は、これは言いわけではございませんけど、窃盗で逮捕した、身内だから刑を軽くするためにそのところの取り調べが甘くなったのではないかと、手を抜いたのではないかと、それは一切ございません。逮捕した件についてさまざまな裏づけだとか、現場の状況だとか、ビデオカメラの精査だとか、周囲の者への聴取だとか、時間的なものの分析だとか、窃盗で成立するのではないかとということで、当然厳しく捜査をしております。そういう中で、最終的な判断、地検の判断が、それは私どもが処分を落としてするわけではございません。そういったことの最終的な処分は、大分地検の判断があるわけで、私ども現場の捜査としては、やはり窃盗事件としてきちんと厳しく捜査をしたところでございますので、その点をご理解を、誤解のないようお願いいたします。

濱田委員 今回起こった別府署の事件、これは、例えば、テレビドラマ等の世界ではそういうパターンが多く放送されております。だから、県内有数の歓楽街といいますか、風俗営業等の多い大分市や別府市の警察署に赴任する警察署員として、やっぱり相当のそういうものに対する自覚等は、教育ももちろんでありますけれども、いつも気をつけて勤務を

しなきゃならん。そういう環境にあるところで、ああ、やっぱり別府だったかというように感じておるのでね。特に報酬をもらって情報を流す、これは本当にちょっと質が違う事件でありますので、その辺の今後の対策であるとか、初めからそういう歓楽街、風俗営業の多いところに着任する人の教育、あるいは監視、これまでもやってきたでしょうけれども、そういうものについてはどんなふうに考えて、これからは重く考えてやる必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の見解を教えてください。

高山生活安全部長 今回、別府署で逮捕された署員については、生活安全課で許認可の営業等の担当をしておりました。今言われたように、特にこの許認可業務というのは、権利義務に関することでありますし、また、違法行為があれば取り締まりの対象になるというような方々を相手にする仕事であります。ミスも許されないし、その中で県民の方々の疑惑だとか、これはおかしいじゃないのというようなことまで、そういう疑惑を招くことを避けなきゃならないというように重要なポストでもあります。

それで、こういう担当になる人間につきましては、結果としては逮捕されたので余り言えませんが、その職につけるときには、警察署の署長の異動でありますけれども、本部が関与しまして、その人間のこれまでの経歴だとか、署での勤務状況等々を踏まえて、本部と協議をして、この人間であればという形で配置をする。それから、長くおるとよからぬ関係ということが起こり得る可能性もあり得ますので、原則3年を目途に配置も変えようということ。それから、勤務の中では業務管理について1人の担当に任せるんじゃなくて複数で、もしくは幹部はしっかりその内容を把握して個人に任せっきりということがないように。それから、その人間に対しては、そういう疑惑を招かれないようにということについては、勤務中はもとより、プライベートの時間についてもそういう必要がないような行動をとるようにということを、その人間が赴任する場合、それから、その係になったときの初めのところでの教養、それから指導教育の会議等々で繰り返しその部分を行っているところです。けれども結果として、それが徹底できていなかったということになりますので、今委員からお話がありましたように、こういう問題を踏まえて、しっかり個人個人、担当者が自覚をした上で、周りのしっかりした管理を踏まえて、それから、職務倫理と言いますか、警察官とは何ぞやというところも踏まえて、この再教育というか、教育を徹底していく必要があるんだなというところで、取り組みを進めているところでございます。

濱田委員 今回の件は新聞で読んだだけで、ちょっとわからないんですけれども、警察の内部捜査でそういうことが見つかったのではなくて、容疑者から、実はあの人に報酬をあげて情報を得たというようなことを聞いて、それから逮捕になった、そういうことですかね。あるいは、内部調査でもう先に、この署員がこういうことを犯したということを確認したのか、どちらですか。

仲井監察課長 この件につきましては、別府署の個別案件の捜査の過程の中で、情報が漏えいしているんじゃないかという話が浮かび上がってきまして、その流れの中で捜査していった守秘義務違反が確認できた、それで逮捕に至ったという流れです。

濱田委員 その逮捕された被疑者が、こういう事情やったということを打ち明けて発覚したのではないんですな。

仲井監察課長 これはまさに今捜査中、調査中でございますので、子細は言えないんです

けれども、別府署が捜査していました個別の事件について、別府署等が捜査する中で捜査漏えいがわかって、そして、当該職員の逮捕に至ったと。個別事件の捜査の関係者とは誰ぞやという部分につきましても、現在そこはまさに今、身柄関係で逮捕して背景等を捜査中ですので、その部分については控えさせていただきます。

濱田委員 いろんな事件の中で、やっぱり報酬をもらって中の情報を漏らすということは、公務員にあるまじき行為でありますし、特に警察官としては非常に大きな問題でありますので、じっくりその事情を調査されて、それこそ、今後こういう問題が起きないようにお願いしたいと思います。

堤委員 ちょっと関連して。この人は別府署の事務職員ですよ。つまり、警察官ではない人なんだけれども許認可事務をしていると。この人がなぜ別府の個別事案でどこそこのお店に入るとか、そういう情報を知ったわけですか。

仲井監察課長 当該職員の係等から、当然そういう情報を知り得る立場にあったということです。

末宗委員 宇佐出身なので宇佐署のことを聞かれます。先ほどの窃盗から器物損壊に変わった件だけ、要するに県民が余りそういうことを知らないよね。私も今初めて知ったような次第でね。わからないうちに刑が変わるというのと、地検というのは、大体司法の独立といって非常に強い権限があるわけなんだけれど、その司法の権限が今、そういう形で行使されているのかなというふうに思ったんだけど、そこらあたりを教えていただけないですか。

松坂警察本部長 先ほど刑事部長からご説明申し上げたとおりなのでありますが、もう少し私のような立場の者からご説明させていただきますと、パチンコ屋で他人のスマートフォンを自分のポケットに入れて、その後、車にまで隠したというのが外形上の事実でございます。この外形上の事実から、当初、県警察においては窃盗事件として捜査を開始したものであります。しかしながら、その警察の捜査、それから、検察における聴取などの過程で、外形的にはこの事実はあるんですけれども、それが不法に他人のスマートフォンを自分の物にするという意思のもとではなくて、いわば相手方を困らせてやろうという意図のもとにやったというのが検察のどうも最終的な認定のようであります。

そこで、つまり自分の物にするという意思が認められなかったことから、窃盗には当たらない。しかしながら、スマートフォンが一時的とはいえ、相手方が実際に使えない状態になっていた。このことをして、検察としては器物損壊の罪が成立すると、このように判断をしたものと我々は今理解をしています。

いずれにしましても、最終的な司法の処分、どういう案件、どういう形で起訴するかということについては、これは検察官の専権事項になっておりまして、そこについて、我々は説明を受ける立場でもなく、知る立場にないんですが、我々は今そのように理解をしているところでございます。

末宗委員 故意、過失の分だろうけど、こういったものは重過失にはならないと思うけど。故意というのはそういう解釈をするのかな。故意じゃないと犯罪者にならんもんだからね、そこは。正しいかどうかわからんけどね、世の中で。

松坂警察本部長 故意かどうかということではなくて、どういう意図を持ってスマートフォンを自分の支配下に置いたかということについて、自分の物にするという意思だったの

か、それとも、それとは別の意思があったのかということについて、検察の最終的な判断は自分の物にするという意味ではなくて、使えない状態にすることで相手を困らせてやろうという意味のもとに行われたという判断をしたのではないかというふうに我々は認識しております。

末宗委員 故意をそんなふうには解釈するんやね。はい、わかりました。

馬場委員 別府署の捜査用カメラの件はもう二度と起こしてはならないことだというふうに思います。公安委員会の中で、委員さんから撮影の必要性を適切に判断し、県民の理解が得られる運営に努めることだとか、いろんな意見をいただいたと思うんですけども、その部分が県民の代表として知る場面だというふうに思うんです。委員からどのような意見が出たのか、全部はもちろん言えないでしょうけれども、言える範囲でお願いをしたいなというのと、なぜ別府署で続けて起きるのかというところで、別府署だからというのがあるのかどうか、その辺はどうなんですか。

小代刑事部長 ビデオカメラの状況について、公安委員会に報告したところの公安委員のご意見は、冒頭本部長からの説明もありましたように、最初の10月24日の公安委員会では、撮影の必要性等をその都度適切に判断し、県民の理解が得られるように努めてくださいということ。それから、11月14日の公安委員会におきましては、現在設置しているカメラ、それは必要があって、相当性があるその方法も協議してつけたのは理解できると。その継続性、いつ撤去するのか、その時期をきちんと判断し、設置継続の必要性等も随時検討してくださいという意見をいただいたところでございます。

加門警務部長 別府署におきましても、さまざまな形で職員教養を行ってまいりまして、再発防止に努めてきたところでございます。ただ、今回の事案が発生してしまったというところは、本当に皆様に対しまして申しわけなく思っておるところでございます。

現在、捜査とあわせまして、職員の人事管理、業務管理上の問題がなかったかというふうなところを調査中でございます。その結果も踏まえまして、さらなる対策を進めてまいりたいと考えております。

馬場委員 公安委員会にご説明をされると思いますが、そこが第三者的な部分でとても重要なことというふうに思います。そういう形で進めていただき、二度と起こさないようお願いしたいなと思います。

堤委員 ちょっと関連で。部長が10月の公安委員会で、現に設置しているカメラという発言をされたよね、その継続性について意見をいただいたと。ということは、最低でも10月は1件はあったという認識でいいですね。

小代刑事部長 その前もつけている部分というのはありましたので、最低1件という、その時点では運用している部分があったので、そういうご指導をいただいたところでございます。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、②の報告をお願いします。

加門警務部長 交番、駐在所の配置見直し計画についてご説明いたします。お手元の文教警察委員会説明資料の7ページをごらんください。

県警察では、複雑・多様化する社会情勢や厳しい治安情勢に対応するために、平成22

年11月に策定しました警察署等の配置見直し計画に基づき、これまで小規模警察署の統合再編、計画的な警察署の建てかえや都市部の駐在所の統合等を進めてまいりました。

同計画の履行状況についてですが、これまで佐伯警察署新築移転及び佐伯中央交番の新設、杵築、日出2警察署の統合、臼杵、津久見2警察署の統合など、資料の1(1)実施済と記載した項目が終了いたしました。

また、着工中でありますが、(2)の大分東警察署の新庁舎建設移転計画で、平成29年度中の完成予定となっております。

一方、計画が未了でありますが、(3)に記載しました耐震化が未了の国東警察署の建てかえ、大分東警察署管内の5駐在所、坂ノ市、里、丹生、細、神崎を廃止して坂ノ市地区への交番の新設、大分南警察署管内の挾間地区に新たに1駐在所を設置することの3項目で、このうち国東警察署の建てかえは財政課と継続協議中であります。

残る2つの項目につきましては、昨年、計画策定から5年目を迎え、計画どおり履行することの妥当性や新たに統廃合すべき交番等の有無などを含めて部内で再検討を行いました。その際、当初の計画にはなかった大分東警察署佐賀関幹部交番のあり方についてもあわせて検討したところであります。

再検討した結果、大分東警察署管内の坂ノ市地区につきましては、市街化の進展に伴う人口増加、夜間、休日における事案対応の体制強化の必要等の理由から、当署管内の坂ノ市、里、丹生、細及び神崎の5駐在所を廃止して、夜間や休日における事件事故に24時間対応できる3交替制の交番を新設するという当初計画を進めることとしました。

また、同地区に隣接する佐賀関地区につきましては、幹部交番での事件事故の取り扱い件数が県内の32交番で最少であること、現庁舎が築46年経過し、老朽化が著しく建かえの時期にきていること、同地区の治安情勢に応じた体制を構築する必要があること等を踏まえ、警察活動の拠点についての検討を行いました。

同地区は、高齢化や人口減少が進んでいることから、警察官が家族とともに居住し、地域に密着した活動がしやすい駐在所のほうがふさわしいとの結論に達し、人口や世帯数等の要因が他の駐在所よりも多い状況を考慮して、駐在する警察官のほか通いの警察官1名を配置する2名体制の駐在所を新設することを計画に追加いたしました。

また、大分南警察署管内の挾間地区は、当初計画では、既存の2駐在所に1駐在所を新設して3駐在所体制にするというものであります。

しかしながら同地区が、住宅団地の整備により人口が増加していること、場外舟券売り場の建設計画など新たな治安要因が生じたこと、負担の大きい隣接交番、植田・敷戸を含めた所管区再編が必要などの要因を含め再検討した結果、夜間や休日における事件事故に24時間対応できる3交替制の交番がふさわしいとの結論に達し、当初計画の駐在所の新設ではなく、2駐在所を廃止して交番を新設する方針に変更したものであります。

実施時期は、大分東警察署関係については、新しい警察署庁舎が完成する平成29年度末の平成30年3月ごろまで、そして大分南警察署関係については、平成30年度末の平成31年3月ごろまでの履行を予定しております。

当該計画を進めるため、ことし7月以降、地元自治体である大分市、由布市の市長や地元住民等に対する説明を順次行ってまいりましたが、明確な反対意見等はございませんでした。

しかしながら、佐賀関幹部交番管内の住民から、佐賀関幹部交番が駐在所になると2段階の格下げとなる、駐在所になるとパトロールができなくなるのではないかなどの意見が出されました。

これらの意見に対しましては、交番、駐在所の配置は、地域の治安情勢等に応じて設置するもので、両者に格付の区分はなくそれぞれのメリット、デメリットなどを説明して理解を求めました。

具体的には、駐在所は、警察官が家族とともに居住して勤務するため、3交替の交番のように勤務員が毎日かわるのではなく、地域住民に顔がわかり、相談事や事案対応などを継続してきめ細やかに対応できることや、駐在所は、原則的に平日の昼間の勤務となりますが、緊急時には夜間や休日も呼び出して事案対応することが可能で、日中は2名の警察官がパトロールも行うほか、夜間や休日には隣接する坂ノ市交番のパトカーが駐在所管内のパトロールや事件事故の対応に当たることなど、高齢化や人口減少が進む佐賀関地区の警察活動の拠点としては、交番ではなく駐在所のほうがふさわしいことや、パトロール体制等も強化することなどを丁寧に説明しました。

こうした地元説明とともに、平成29年度末に予定しております坂ノ市交番や佐賀関駐在所の建設場所の選定作業を進めてまいりました。

私どもが選定しました建設予定地は、資料の8ページの図面に示しておりますのでごらんください。

まず、坂ノ市地区の交番建設予定地ですが、当初候補地としてJR坂ノ市駅付近及び坂ノ市地区内の国道197号沿いで土地を数カ所リストアップして現地調査等を行いました。

最終的に、坂ノ市地区住民の理解が得られる場所であること、佐賀関地区に近づくこと、国道197号沿いに位置していること、久原郵便局に隣接し防犯上の観点からも利点があること等の理由から、大分市久原南2丁目、久原郵便局に隣接する民有地を建設予定地といたしました。

同所は、JR坂ノ市駅から約1キロメートル、現在の神崎駐在所まで約3キロメートルに位置し、幹線道路である国道197号沿いであることから交番の場所に適していると考えております。

次に、佐賀関駐在所の建設予定地ですが、同所は、旧佐賀関町内の中心部に位置する旧町役場跡地で、大分市が地元住民の要望を受けて公園整備を進めている市有地であります。

場所的に住民が立ち寄りやすく、地元の理解が得られていることから、大分市から公園の一面を借り受けて駐在所を建設したいと考えており、現在、大分市と土地の借り上げについての協議を進めております。

今後の予定としましては、用地取得や建設費等の必要な予算について財政課折衝を経た後、地権者との交渉を進め、来年の第1回定例県議会に当初予算案として上程したいと考えております。

なお、大分南警察署管内の挾間地区における交番新設計画につきましては、平成30年度末までの実現を予定しており、今後、地元の由布市とも協議しまして、適所を選定する方針にしております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

馬場委員 交番、駐在所の配置計画の中で、国東警察署の建てかえは財政課と協議中とあります。国東署も耐震性は大丈夫かなという状況があると思うんですけど、計画はできているんですか。予定があるのかどうか。

加門警務部長 警察署の建てかえにつきましては、佐伯警察署から順次、資料にあるとおり進めておるところでございます。耐震性の問題があるところにつきましては、現在、大分東警察署と国東警察署と。大分東警察署のほうは建てかえ中というところでございますので、国東警察署のほうが残る1件となっております。国東警察署につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、現在、建てかえを基本方針として財政課と折衝中というふうなところがございます。

馬場委員 いつというのは、まだできていないのですか。

加門警務部長 はい。

堤委員 坂ノ市交番、駐在所の関係ですが、この5つの駐在所管内の犯罪というのは、どれぐらいの頻度で起きていたんですか。確かに地域の駐在というのは、いろんな生活等もあったりして、非常に家族ぐるみでつき合うという人も多いんですけども、交番となると、今度は空き交番ができたりとか、ちょっと心配な部分も出てくるわけですよ。その全体的な犯罪の発生と、交番1つで回っていけるのかなというのをちょっと危惧するんだけど、そこらあたりはどうでしょうか。

安部地域課長 5つの交番、坂ノ市地区の合計を昨年1年間で見ますと、約40件という状況になっております。また空き交番につきましては、本署のパトカー等で連携をしながら対応していきたいと考えております。

堤委員 40件と言うのは、全体的に比べると少ないという認識でいいんですかね。

芹川警務課組織管理監 5駐在所の刑法犯の平均値が約40件ということではありますが、交番の平均値をとりますと134件という数字であります。ですから、この交番を統合しても十分対応できるという状況であります。

堤委員 はい、わかりました。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、これをもちまして警察本部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔警察本部退室〕

嶋委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

11時49分休憩

13時00分再開

嶋委員長 委員会を再開し、これより教育委員会関係の審査を行います。

本日は、委員外議員として、小嶋議員、尾島議員が出席されています。

それでは、まず、合議案件の審査を行います。総務企画委員会から合議のありました第107号議案一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤教育長 本日の委員会では、議案5件、継続請願2件、諸般の報告4件について説明・報告をさせていただきます。それぞれについては、担当の課室長から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

藤本教育人事課長 議案書の18ページをお開きください。第107号議案一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。配付資料の1ページに基づいてご説明いたします。

まず、1条例改正の背景ですが、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭やラグビーワールドカップ2019等、一時的かつ大規模な行政需要が平成29年度以降に見込まれることから、平成29年4月1日以降の任期付職員の採用を制度的に可能とするために今回改正するものでございます。

2制度の概要としましては、根拠法であります地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に表の3つの類型が規定されております。1番右の欄ですが、法第4条（任期付職員）の部分が今回の改正に係るものです。要件のところにあります。一定の期間内の一時的な行政需要に対応するため、3年を超えない範囲で期間を限って職員の採用を可能とするために条例を改正するものでございます。

今回の改正に関連して、3の条例改正概要にありますように、3（7）関係条例整備にあります学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例につきまして、根拠規定を整備することとしております。

4の条例施行期日ですが、公布の日としています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 教育委員会の中で、一定の期間、大規模なそういう行事、条例の第3条に規定するような行事とは、例えば、どういうものが該当するんですかね。

藤本教育人事課長 今回は、教育委員会も含めた形での条例改正でございますので、国民文化祭、これも当然、教育委員会も関連してまいります。それと、全国障害者芸術・文化祭、こういった例に挙げているようなところが想定されるというふうに考えております。

堤委員 ということは、教育委員会として独自に、そういうふうな大規模なというのは想定されていないということでもいいわけね。条例改正の背景の中で、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭、ラグビーワールドカップ2019等というふうになっていますからね。等の中に当然、教育委員会の分も入るんだろうなと思っているものだから。教育委員会単独としては、今後余り考えられないという認識でいいの。

藤本教育人事課長 現段階では想定しておりません。これまでも、左側にあるような、高度な専門的な知識というふうな形での条例はございましたので、そこで対応できる部分もあろうかと思えますけれども、一時的にという形では特に……。

堤委員 一般職として確保すべきところを行革でずっと減らしてきたという問題があって、今回こういう一時的な拡充ということをしているんだけれども、これは基本的に考えていくと、代替としての役割が大きくなるのではないかなと。つまり、非正規がふえてくるん

じゃないかと。有期雇用ですから、非常にそういうふうな心配をするんですけど、そこら辺は、教育委員会としてどういう対応を考えていますか。

藤本教育人事課長 今回の任期付については、正規の雇用という形での採用になります。臨時的な任用を減らす、正規職員をふやしていくという方針のもとに、これからも対応していきたいと思います。

堤委員 3年、5年というのは正規になるんですか。

藤本教育人事課長 この条例での任用については、正規の職員になります。

井上委員 こういった行事があるときの採用について、気持ちとしてわかるんですけど、その行事が終わった後の対応がね。職員がいなくなったり、その後は心配ないですか。こういったものについては、やっぱり職員が継続できるような状況を十分考えるべきではないだろうか。その辺の考えはどうですか。

藤本教育人事課長 当然、いかに効率的に業務をするかというところが第一にあるかと思えます。それを検討して、やはり一時的に頭数が必要だという形で、この任期付の一定の期間、業務の増大が見込まれることに対応できる採用ができるようにということで、今回しておりますので、その後の対応については、当然考えていかなければならないというふうに思っています。

井上委員 そういった事業の継続性についての意思統一とか、十分いいものは継続されて、ぴしっと守られて、さらに発展すべきことは発展するというふうな思いを持たなきゃいけないよということを言いたいんです。

濱田委員 総人数はどの程度を予測しておりますか。

藤本教育人事課長 基本的には、知事部局のほうで人数とかを決定してまいりますので、教育委員会としてという形では、今のところ持ち合わせはありません。

濱田委員 時期的に文化祭、ラグビー等も1年ぐらいうずれておりますので、単独で文化祭用、ワールドカップ用とか、そういうやり方を想定しておるのか、あるいは、ずっと3年間、終了までを固定してとか、そんな想定なんですかね。

藤本教育人事課長 具体的な任用については、まだこれからということになるかと思えます。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 賛成多数であります。よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予

算（第5号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

森崎教育財務課長 議案書の1ページをお開きください。第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）の教育委員会所管分についてご説明します。

詳細につきましては配付資料でご説明します。2ページをお開きください。

表の1番下、2重線で囲んでおりますが、今回の教育委員会の補正予算額は、右から2列目の欄にございますとおり4,846万円の減額です。

資料の3ページをごらんください。事業名はスクールバス整備事業費で、内容は臼杵支援学校のスクールバス2台を更新するものです。

補正の理由としましては、東京オリンピックや訪日観光客の増加等によりバス需要が高まっており、生産が追いつかず、納入までに18月から24月を要するため、年度内の納入が困難であることが明らかになりました。そのため、既決予算の全額を減額し、新たに平成30年度までの債務負担行為を設定したいと考えております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 スクールバスはどのような形式ですか。今のような大きな物が2台ということですか。

森崎教育財務課長 中型になります。リフト付とか、ノンステップ型とかいう改造が必要なものですから、ちょっと時間がかかるという形になっております。

濱田委員 支援学校もそうですけれども、大方、高校のほうはほとんど統合が終わりました。今までは、既存のバス会社等と契約をやって運行というスタイルが県下で随分やられておりますけれども、やっぱり単独でバスを所有するというのはいろんな面でリスクを背負うことにもなるし、特に支援学校等については、私も回ってみますと、義務教育の間は支援学級に行って、高校になったら支援学校に行くという形も随分定着しつつある。人数の増加に伴うバスの買い上げとかが今後たくさん出てくるんじゃないかなという気がしますので、その辺の今後の見通しですね、私はできるだけ地元の業者を生かして委託契約をやって、運行をやっていただくというのが1番いいというふうに思っておるんですけども、所有するリスクとその辺のところを、今後の方針としてはどういうふうに考えておられるのか。

森崎教育財務課長 今、支援学校12校に対しまして、バスが20台ございます。委託につきましては、それぞれの支援学校のほうで入札をして、2年から3年ぐらいの継続契約でやっております。ですから、今後もやはりそういう形で、委託については各学校で一般競争入札をして決めていくと。地元業者も当然入るでしょうし、そういう形を考えております。

濱田委員 そうすると、バスは県が所有して、運転手さんはそこから委託するのか、その職員がやるのか、これは自由なんですか。

森崎教育財務課長 バスの購入について、一般競争入札は本庁のほうで行います。

濱田委員 いや、購入やなくて運行。

森崎教育財務課長 運行のほうについては、先ほど言いましたように、一般競争入札という形になりますので、1千万円未満であれば、それぞれの支援学校でできるようになっています。

濱田委員 だから、その運転手は、それを運行する人をそれぞれが入札で雇用するということですか。

森崎教育財務課長 はい、そうです。

濱田委員 今、現実に学校で、例えば臼杵の場合とか、何人ぐらいを雇用しておるのか、あるいはどういうバス会社に委託しておるとか、そういう総合的な今の状況というのはどんなですか。

森崎教育財務課長 運行というのは、先ほども言いましたように、基本的には外注をしています。金額的には、今、うちのほうの支援学校の経費からそれぞれ令達してやっていますので、トータルの金額しか私もわからないんですけど……。

濱田委員 いや、金額じゃないんですよ。運行状況がね、例えば、そこの臼杵なら臼杵の人が、運転手さんですから、個人の契約をやっているのか、あるいはバス会社に委託して運行しておるのか、そういうバランスというか、個人のほうが多いとか、あるいはバス会社とか地元の企業に委託をやっておるのが多いのか、ということを知っています。

後藤特別支援教育課長 バス会社やタクシー会社に委託していますが、1台のバスに運転手さんが1人と、介助員として1人という形で乗っています。運転していると、どうしても中の子供たちの状態に対応ができませんので、介助員さんは必ず乗せてくださいということをお願いして、委託をしているところです。

濱田委員 これまで余り事故等は発生していないですか。

後藤特別支援教育課長 交通事故等は起きていません。ただ、学校内に入ったときにミラーをちょっとこすってしまったというのは本年上がっておりますけれども、交通事故等は起きていません。

井上委員 関連で。バス会社に委託したほうが安いんじゃないの。運営関係については、独自に雇ったほうが安いですか。経費的にはどうなんですか。

工藤教育長 バス自体が、今言いましたように仕様を変えていただかないといけない。リフトをつけたりとか、普通のバスの中を改造していただかないといけないんですね。ですから、会社がそういう物をきちっと用意していただければ、それが一番いいのかもしれませんが、なかなかタクシー会社、バス会社で、そこまでそれぞれに合わせた仕様にしていただくというのが難しいので、バスは県のものとして県が調達すると。

そして、運行自体を委託としてタクシー会社やバス会社にやってもらうと、プロの運転手さんにやってもらうと。コスト的には、多分それが一番安いのではないかなと思います。バスはそれだけでしか使えませんから、こっちがずっと使い回すとかいうような形じゃないと、バス会社も用意するというのはなかなか難しいだろうと思いますので。ほとんどが今そういう形で、物は県のほうが用意して、業者さんに運行委託するという形でやっています。

井上委員 結局、バスの改造というのが1つの条件になって、普通のバス会社ではできないということが根底にあるわけね。

工藤教育長 特殊な仕様にしていただかないといけないというのが、一般に使えないところなんです。

末宗委員 これは何社で入札したかも聞きたい。補正の理由に、東京オリンピックとか訪日観光客の増となっているんだけど、今、日本の人口が減って、地方のほうはバス路線も

廃止みたいなの。廃止するという事は、バスも要らんようになるんだけど、車は昔よりつくっていないのかなと思ってね。これ本当の理由かなって、バス会社は、本当にそれだけ忙しいのかな。そこらあたりを教えてください。

森崎教育財務課長 東京オリンピック、訪日観光客の増と書きましたけれども、これ以外にも、熊本地震の関係で部品がなかなか調達できなかつたりとかあったみたいです。それから、やはりこれは東京オリンピックの関係で、大型のほうに今需要があり、なかなか中型というのが縮小していると。実は、この当初予算を組むときは、年内にこれでいきますという話を業者さんから聞いていたんですけど、年度初めに入札したら応札がなかったということで、これ本当の理由です。それで、業者さんに聞いたら、やはり単年度では納期内に納入できないということで。その後、うちもリースとかいろいろ当たってみたんですが、なかなか厳しくて、今回のような補正になったわけでございます。

末宗委員 何社で入札して、どんなふうになったかを聞いたんですけど、答えていただけなかったのと、いつそういう入札延期が起きたのか。そこあたりも一緒に説明を。

森崎教育財務課長 入札は4月に行っています。入札参加申請業者の中で、結局、一般競争入札がなかったわけなんですけれども、それで2社。いすゞさんと九州日野さんのほうに辞退理由を聞いて、年度内に納品ができないということで、今回は応札しませんでしたというお話であります。先ほど言った理由は、それ以外にも、地震の関係とかがあるのでということで。また、用度管財課のほうで、納期内に納品しないとペナルティーをかけるもんですから、その辺もあったんだと思います。

井上委員 入札はしたけれども、落札がなかったから債務負担行為にするということになるとおかしいじゃない。その辺のところは十分、入札をする前にそういった情報はぴしゃっとしながら。どこか考え方が甘いんじゃないの、その辺はどうですか。

森崎教育財務課長 単年度でできないということで、今年度から30年度までという形で債務負担行為をとらせていただきました。と申しますのが、やっぱり1年半から2年、今かかるということでございますので、債務負担行為をとって、今回は長期間で入札をして、ご了解いただければ本年度中に入札をして、契約をして、できるだけ早く発注をして、支援学校のほうには入れたいというふうに思っております。

工藤教育長 井上委員が言われるように、当初の時点でそういった業界の状況というのが把握できていれば、当初の段階で債務負担行為をとって、期間が十分とれるようにすればよかったんですけども。予算は原則単年度だというふうなことで、1年以内に普通、改造なりすれば、ぎりぎり入るだろうということで見込んだわけですけども、今申し上げましたような、長期的にはバスの需要とかも下がっていくだろうという中で、やはりそれぞれの会社の生産体制が対応できないということが4月の段階で見えたもんですから。

次の手としては、期間を延ばす形をお願いをするしかないということで、こういう事態になりました。申しわけないです。

馬場委員 その2台が入るまでの間、今まで臼杵支援学校で使っているバスをまだ使うということですか。

森崎教育財務課長 そういう形になります。

馬場委員 それは使えるんですか。

森崎教育財務課長 20年または35万キロメートル以上という更新基準がございまして、

35万キロメートルは超しているんですけども、まだこれは15年しかたっていないんです。その辺はきちっと管理しながら使いたいと思います。

馬場委員 スクールバス1台でどのくらいですか。（「2,400万円」と言う者あり）2で割ればいいぐらいの値段ですか。わかりました。

嶋委員長 ほかにございますか。

小嶋委員外議員 委員長、補正に関連して。

嶋委員長 委員外議員の皆さん、ちょっと申しわけございません。きょうは、この後、参考人招致がありますので、参考人の方をお待たせするわけにはいかないのです。時間的余裕があるかどうか、この段階ではわからないので、発言はちょっとご遠慮ください。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第119号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

森崎教育財務課長 議案書の43ページをお開きください。第119号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正についてご説明します。資料の4ページをお開きください。

1の改正の内容ですが、大分県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止し、大分県立海洋科学高等学校を新たに設置するもの及び大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校を廃止するものです。

2の改正の理由ですが、（1）につきましては、本県の水産、造船、海運等の海洋関連産業の担い手育成や香川県との実習船の共同運航など、本県の水産・海洋教育を取り巻く大きな状況の変化に対応するため、海洋科学学校を廃止し、県立海洋科学高等学校を設置するものです。

（2）につきましては、高校改革推進計画に基づき、平成27年4月に大分県立別府翔青高等学校を開校したことから、別府青山高等学校及び別府羽室台高等学校は平成27年度から生徒募集を停止しました。平成26年度以前に入学した生徒が29年3月に卒業するため、両校を廃止するものです。

3の施行期日ですが、大分県立海洋科学高等学校の設置は平成29年1月1日、大分県立別府青山高等学校、大分県立別府羽室台高等学校及び大分県立津久見高等学校海洋科学学校の廃止は平成29年4月1日といたしております。

藤本教育人事課長 続きまして、大分県立学校の設置に関する条例の一部改正に伴う学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてご説明します。

議案書は引き続き43ページの中ほど、附則の2に該当します。詳細は資料の6ページをお開きください。こちらでご説明いたします。

1の改正の理由につきましては、教育財務課長がご説明したとおり、今年度末をもって県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止し、県立海洋科学高等学校を設置することに伴い、規定を整備するものでございます。

2の改正の内容ですが、実習船における指導業務に係る手当を定めた規定中、大分県立津久見高等学校海洋科学学校を大分県立海洋科学高等学校に改めるものでございます。

施行期日は平成29年4月1日としております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

濱田委員 別府のほうは廃校を伴うものであり、この理由は十分わかるんですけども。海洋科学高校のほうですね、24年4月1日からですから、5年目に廃校して、5年目に新たな展開をしなきゃならないということであります。随分、前期、後期を含めて、高校再編についてはいろんな意見や地域で会議等もたくさんあったんでありますけれども、幾ら外的な条件が変わったといっても、わずか4年、5年で決めたことをまた変えなきゃならない。例えば、来年1月1日ですから、今の生徒は入学したときと卒業するとき違う名前前の学校になるんですわね。だから、余りにも議論をずっと長い間やっっているながら、将来展望とか、あるいは見通しが大変甘かったというふうに言わざるを得ないと思うんですけども、その辺の自覚があるのか。ああ、当然じゃと思っておるのか。その辺もうちょっと慎重に、地域の学校統合なんていうのは大きな問題ですから。ちょっと軽過ぎるんじゃないかなと感じるんですけど、どんな感想ですかね。

姫野高校教育課長 平成17年に策定した高校改革推進計画で、統廃合は、本当に地域の大きな課題だったというふうに考えております。今回の海洋科学学校につきましては、平成20年に後期の再編を策定した後に、国の法律が平成23年1月に改正されたということが、大きな理由でございます。平成20年当時、1学級の段階ではもう分校の形しかなかったということございまして。23年からは法令改正で本校化にできると、あわせて、先ほど委員がおっしゃったような状況の変化、共同運航で、香川県と今から一緒になって船を運航していくということ、それから海洋関連産業における担い手育成の要請、そういったところの変更に伴うもので、今回の単独校化を決定ということでございます。

濱田委員 法がどうだというのはあなたたちの問題で、1番大事なことは、地域と、それから子供さん本人なんですね。だから、入ったときと全然名前が違う学校から卒業すると、そういう1つ1つの大事な問題を、余りにも簡単に軽く考えておるんじゃないかなと感じるんですよ。だから、やっぱりそういうことを含めて、本当に見通しが甘かったけどこうなりましたと、当然そういう思いでやらんと。法律が変わったから当然じゃみたいなやり方では、これから先、周りの生徒数の減とかで設置要件も変わる、ずっともうある程度見えるじゃないですか。そういうときに、やはり本当に地域や学校の生徒、父兄、そういう人が納得するようなやり方をしないと。今みたいに、たった5年じゃ、いろんな条件が変わったから今度はこう変えますよじゃ、それは通らないと思いますよ。

工藤教育長 委員がおっしゃるように、地域にとって大変大きな、激震のように学校のあり方を変えてきたということは、一般質問の中でもご議論いただきましたけれども、我々にとっても大変大きな課題でありました。

まず1番に考えるべきは、子供たちの学びをどう保障していくかと。地域の学校が大変小クラスのままで、競い合うこともなく、またクラブ活動も十分にできない中でやっっていくというのは、学びを保障するという面では、非常に劣るだろうということがまず第一の背景にあったということでもあります。

ただ、この海洋科学に関して、言葉は適切かどうかわかりませんが、猫の目のようにその状況が変わるといのはいかなものかというお話であります、まさにそのとおりで、我々としても、この海洋科学を分校としてどこかにくっつけるということは、これは1校だけ特殊な技術等を身につけさせるための学校ですから、どこかに寄せるということは非常に苦しい判断ではあったわけですが、続けるためにはやむを得ないというところが、その時点での判断であったと私は思っています。

ですから、地域の学校として、何とか海洋科学を残していこうという思いは、地域の皆さん、県教委も変わらなかったということをご理解いただきたいと思えます。

そういった中で、やはり大変大きな投資をしなければならない船の改造の問題も出てきた。そういうところで、次の手を探ったときに、香川県が同じ状況にある。そして、さらには船員確保の問題。今、海運業界、大変好況で人がなかなか確保できません。そういった中で、お互い苦しい面を持ち出して、一緒にやる形をつくろうという流れができたということで、これまで説明をしてきましたような法の改正もあったということで、今回の事態に至っております。

簡単に切りかえて、うまくやれば何とかいくじゃないかというふうな話ではなくて、やはり地域に学校を残していくためにはどうしたらいいかということ、これからも考えますし、これもその1つだということをご理解いただきたいなというふうに思います。

井上委員 関連で、教育長の言うことはわかるけど、ただ、私どもが言いたいことは、日田林工の場合においても、建築土木科が半分に減った。それから、林産工学科も全然なくなった。災害が起きて、そういった中で土木科を減らしたことについて、私は非常に憤りを感じるわけ。何で見直しができなかったのか。今技術者がいなくて、非常に困って引張りだこになっているでしょう。子供たちを半数減らしたことによって、現実的に技術者がいなくなっているんですよ。今後、また復活して、そういった科の定員数をふやしてという状況になり得るんですか。

やっぱりもうちょっと地域のことを考えてやってもらわないと。生徒を育成して、地域に残すということも大事じゃないですか。その辺のところ、どうもあなたたちは、ただ現実的な数字だけを見て左右されて判断、地域のことはあんまり考えていないな、もうちょっと考えてもらわねば困るなという思いがございます。そういった点、考え方なり決意を述べていただきたい。

工藤教育長 今後、当然、世の中の状況がいろいろ変わるといことに合わせて、学科がどうあるべきかということも検討していかなければいけないと思えます。前にも申し上げましたように、これから5年ぐらいで800人近く、もう少し減ります。その後は、今の状況ですとほぼ並行なんですけれども、むしろこの5年のうちにできるだけ地方に人を戻して、そして生徒の数がふえるといいなという期待もありますし、それは各委員の皆さんも同じだと思いますけれども、我々としては、そのときにどういう状況、需要があるかということもしっかり見ていく必要があると思えますし、もう全部ゼロという形で、次は一切しませんというようなことではありません。いろんな状況を見ながら判断をしていく必要があるとは思っています。

井上委員 十分考えてくださいよ。

堤委員 先ほどの法律の改正で、240人の部分が削除されたということですが、これが

なくなるということは、仮に1クラスであったとしても、今の法律ではだめだけれども、今後は、今までの240人というものであれば廃止しないといけないけど、しかし、これがなくなった以上は、1クラスであったとしても残す可能性はあるという認識でよろしいんですか、例えばの話。

姫野高校教育課長 募集停止基準というものがございます。1学級の分校についての基準がございますが、今回の海洋科学につきましては、専攻科を設置しているということ、それから船の乗組員の数等々のいろんな総合的なところで、単独校をとという形の決定をしております。先ほどの仮の学科設置の数の1学級についてというのは、その学校学校の、もしくはそれぞれ特徴がありますけれども、地域の学校を残すというところの大きないろんな兼ね合いの中からまた考えていきたいと思っております。

堤委員 240人の下限というのがなくなったということは、ある意味では、地域にとって、この学校をせび残してほしいというふうな声が高まることによって残る可能性も十分あるということによろしいわけね。

姫野高校教育課長 ルール的にはそういう形です。ただ、子供が切磋琢磨するというか、高等学校で子供たちがどんな力を身につけるかということが1番根本にあることかなというふうに考えております。

馬場委員 海洋科学高校が1つになるというのは、とてもいいことだと思うんですが、先ほどと関連して、例えば、2年連続で3分の2ないというような場合、この募集停止基準というのはまだ生きているということなんですか。

姫野高校教育課長 募集停止基準は生きております。

馬場委員 そうすると、2年連続して3分の2というような状況になれば、もうその分校は廃止になるということですか。

姫野高校教育課長 基準ということで、あと、そのいろんな地域の状態、それから子供たちのニーズ、それから進学、中学生の進路希望、そういうことを総合的に判断しながら考えていくということでございます。

嶋委員長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

堤委員 ちょっと待って。海洋科学高校の独立については賛成です。ただ、廃校にするということについて反対するから全体にも反対せざるを得ないと、そういう立場でありますから。何もかも反対ということでは……。

嶋委員長 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第120号議案大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

曾根崎社会教育課長 議案書の44ページをお開きください。第120号議案大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。お手元の資料の7ページをごらんください。

1の改正理由につきましては、市町村や民間における社会教育に係る学習の機会の充実を踏まえ、大分県立社会教育総合センターを廃止し、その主要な業務を大分県立図書館へ移管するとともに、センターに属する青少年の家を大分県立青少年の家に改編するものがございます。

センターが担っていた機能につきましては、2の目的・経緯等の(3)にありますように、大分県立図書館にセンターの持っている研修や講座の実施、学習相談等の機能を加え、地域の発展を支える知の拠点として充実するとともに、香々地、九重両青少年の家につきましては引き続き、学校教育と連携しながら体験活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

3の改正の内容につきましては、センターの廃止に伴い、条例の題名、目的、施設の名称、位置、事業を改めるとともに、センター業務の一部を大分県立図書館に移管することから、大分県立図書館の設置及び管理に関する条例についても一部改正をします。

また、使用料及び手数料条例につきましても関連する部分を改正します。

施行期日は平成29年4月1日としています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 このセンターは、ビーコンプラザ前の施設だよ。2つ入り口があって、センターのほうの1階部分を県図書とかに移すという、そういう流れでいいのかな。

曾根崎社会教育課長 ニューライフプラザということで一体になっておりますけれども、右側半分の1階、2階の部分が社会教育総合センターになります。そのいろんな機能を県立図書館に移すということでございます。

堤委員 そうすると、施設そのものは別府市に移譲を検討中ということなんだけれども、どういう使い方をするかということも含めて検討するということでもいいんですか。

曾根崎社会教育課長 そういう使用内容も含めて別府市と協議中でございます。

末宗委員 別府市も関係あるわけで、そして方向性は今から協議、そういうことで議案を出すのかな。

曾根崎社会教育課長 ニューライフプラザという通称になってございまして、その同一の建物の中に、右半分が大分県立社会教育総合センター、左半分が別府市が持つ男女共同参画教育センターあす・べっぷというふうになっております。たまたま建物がくっついておりますけれども、それぞれ違う機能を果たしてございまして、住民サービス、それから社会教育総合センターは、社会教育関係者への研修等を行っております。

末宗委員 機能は別々って、くっついている以上は機能が重複している部分もあろうし、いろいろあるだろう。そんなもんじゃないだろう。

曾根崎社会教育課長 委員ご指摘の、例えば、空調施設とか、そういうものは県側にございまして、それを別府市から、一緒に使ってもらう分の経費をいただくとか、そういうふうな形で運営をしております。そういうことも含めまして、今現在、別府市に譲渡の方向で協議をしているところでございます。

末宗委員 土地の所有権は誰がとか説明がないと。あそこは別府で1番いいところの土地じゃない。そこあたりの説明も何もしないでね、別府市に。余りにも何か、今までやったのと違うんじゃないかな。

曾根崎社会教育課長 別府市のあす・べっふの部分も含めまして、社会教育総合センターの部分も全て県の土地でございます。社会教育総合センターは、当然のことから県の持ち物、それから建物のみ別府市の男女共同参画センターは別府市の持ち物というふうになっています。

末宗委員 ちょっと。それをもう別府市にやるのを前提に、こういう議案で急遽出されて。私は判断できんぞ、いつとき。こんなもんで県の土地を別府市にすぐやるなんか。

工藤教育長 まず、ハードそのものと機能的なものと考えないといけないと思いますが、ハードでは、かつて国の雇用促進事業ということで、もともと県有地の上に別府緑丘高校がございました。その跡地を有効利用しようということで、雇用促進事業団のほうで建てた施設、そこに県の、今申し上げました社会教育総合センターの機能も一緒に加えた形で、言ってみれば、合築したようなものがございました。

国のほうが事業をやめたということで、別府市が引き取って有効利用されていると。ですから、右半分と左半分で別府市の機能と県の機能がある。そして、この土地については、今県有地と申し上げましたけれども、実はもともとの由来を見ますと、別府市有地を寄附していただいております。学校をつくるということだったんだらうと思います。随分前の話ですけど、ですから、もともとは別府市有地を県が譲り受けていたものの上に、国が一時的に施設をつくり、県の分と国の分と。そして国が事業を撤退したことによって、別府市有になって、別府市がその有効利用を図ってきているということです。

その流れの中で、今、県の機能の利用の実態を見ますと、ほとんどが今貸し館の事業、要するに部屋のあきを利用していただくというのが7割ぐらいあります。社会教育の関係の活動を中心にやられてこられた団体も高齢化されてきて、なかなかこれを続けるということも厳しいなというような中で、何とか有効利用ができないかということも考えつつ検討してきたわけですが、別府市のほうも、合体されたものであるので有効利用できればというようなご意向もありましたので、まだ完全に決まっておりますけれども、できれば別府市のほうで有効利用していただくのがいいのではないかと。

県の機能として、貸し館だけにこれだけのマンパワーとコストをかけていくというのやはり業界の視点からしても厳しいなということで、別府市のほうともずっと相談をしてくれている状況でございます。そういった中で、どこかでけりをつけていく必要があるということで、今回、機能的には先ほど申し上げましたように、県立図書館の中で、社会教育関係の機能を充実させるということでカバーできれば、この部分は廃止できるのではないかとということで提案をさせていただいた次第です。

末宗委員 教育長、機能はよくわかったけど。別府市が土地をどう使うかもまだ決まっていない状態で、最初から別府市にこの土地をやるという条件みたいなことは、どういういきさつで、前提条件に土地まで。きょうの条例は土地が入っているのか入っていないか知らんけど、ちょっとそこあたりを教えてください。もともとは市の土地といっても、いろんないきさつがあって県の土地になっているから、市が無条件でくれたのかどうかのいきさつもわからないし、そこあたりは、市に限定でやるのか。例えば、市が教育に悪い

ものをつくったりしても、やってしまったら終わりだから。そこあたりはもう少し煮詰めてからするもので、そういうのも前提にして県の公有地をどんどんやるのには私は反対だけどね。

工藤教育長 委員おっしゃるとおりで、別府市に完全に譲渡するという前提だけで動いているわけではありません。県有地の今の状態で県の機能を廃止したときに、利用の仕方では一番いいのは、公的な使い方をされることでもありますので、その時に土地は別府市から寄附でもらっていますので、それを有償で譲るといのはぐあいが悪いのかなというふうに思っています。ですから、その土地の有効利用で一番何がいいかということも当然考える必要もありますけれども、今回の条例の段階では、機能の廃止だけを取りあえずお願いしたいということでもあります。

別府市さんとの話し合いは今も続けておりますけれども、別府市の方向としては、市で使うのが一番有効利用になるだろうという思いもありますので、そこら辺の詰めをきちっとこれからしなければいけないと思っておりますが、委員言われるように、全てその前提で動いているという話でもありませんので、ご了解いただきたいと思っております。

末宗委員 例えば、大分市に美術館があるけど、また大分市につくったじゃない。大分市にいっぱい要るか要らんかわからんけど、そういうのをつくった。別府は観光都市だけど、観光を浮揚するような施設は県で最近つくっていないじゃない。まず、県が別府市をどういうふうに持っていくかというプランとか、教育委員会の内部だけじゃなくて、別府はどんな方向で都市づくりをやっていくかというのがまず大前提で、県が考えてやるべきもので、最初から市とかにそういう譲渡という土地利用のあり方については、考え方が違うんじゃないかと思うけどね。参考にしといてください。

工藤教育長 委員おっしゃる意味はよくわかります。ただ、別府市がその半分を所有されている、くつついた建物そのものの右半分と左半分で見ると。ですから、別府市の意向抜きで、県の意向だけで何かほかのものをやりますという話もできないものですから。まずそこは別府市さんとよく話をしながらという思いで進めてきておりますけど、委員の言われる話も当然、別府市のために何がいいかということも、まず県として考えろというご意見もよくわかります。いろんな条件の中で、今こういう事態になっているというところも少しご理解いただきたいと思っております。

嶋委員長 別府市選出の私になりかわってご心配いただきまして。

ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第121号議案大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

佐藤文化課長 議案書の46ページをお開きください。第121号議案大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。資料の8ページをお開きください。

1の制定理由としましては、現在の埋蔵文化財センターが老朽化し、資料の収蔵等に困難が生じていることから旧芸術会館を改修し、移転することとしております。移転後の施設は立地条件や広大な展示面積から、多くの県民の利用に供することができるため、地方自治法第244条第1項の公の施設とするものです。

2の経緯等の(3)にありますように、新たな施設は出土遺物等の幅広い公開を通して、児童生徒や多くの県民の利用に供することから公の施設とし、あわせて現在の地方機関の位置づけから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の教育機関として整理するものです。

3の今後の予定につきましては、施行期日は平成29年4月1日としています。

平成29年1月には、休館日や開館時間等の具体的な利用方法等についてパブリックコメントを実施し、それを踏まえ、関係規定を整備するように考えております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 非常に広くなっていいと思うんですけども、大分市の大友氏館の遺跡を展示しているスペースが元町かどこかにあったような気がする。そういうところと連携とか、そういうのはどのように考えていますか。

佐藤文化課長 大分市の大友遺跡の体験館等がありますが、そういうところの体験活動の部分と、新たな埋蔵文化財センターでの体験活動とは重複しないように、それぞれ役割分担をして、多くの方に利用していただけるように今協議を重ねております。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に請願の審査を行います。

継続請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について及び継続請願11大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて、一括して執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 資料の9ページをごらんください。少人数学級の状況についてご説明いたします。この資料につきましては、前回までの委員会でご説明したものと同様のものがございます。

再度、2の(6)規模別学級数の県全体の状況をごらんください。1番下のところにありますように、35人以下学級が全体の90.5%、30人以下学級は76.1%と小学校についてはなっております。中学校については、35人以下学級が74.5%、30人以下学級は57.2%という状況でございます。10ページには、市町村別の規模別学級数割合の小学校分を上段に、中学校分を下段にグラフで表記しております。

米持義務教育課長 資料の11ページをごらんください。少人数学級の取り組みとその効果についてご説明します。

現在、県内全ての小学校1・2年生、中学校1年生で30人学級を措置しております。

資料の上図をごらんください。小学校では、小1プロブレムの発生率が、平成21年度の32.3%から平成28年度の17.4%へと15%減少しています。

資料の下図をごらんください。中学校1年生時の学力定着状況を見る県独自学力調査において、低学力層の割合が平成21年度から平成28年度にかけて減少してきており、国語、数学、理科については、標準分布7%と同程度もしくはそれよりも少なくなってきたところでは。

教職員定数改善につきましては、学力向上、不登校対策を初め複雑・多様化する課題に対応するために、政府予算等に対する提言や全国及び九州地方教育長協議会等を通じて、毎年度、国に対して要望しているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、国の動向を注視し適切に対応してまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

この請願については、これまでも議論を重ねてまいりましたが、これより質疑に入りたいと思います。

濱田委員 何回ですかね、もうしばらくこの問題は議論されておりますし、私の意見としては、先ほどありました9ページの1番下の表ですね、小学校でもう90.5%が35人以下、中学校で74.5%ということで、これはもう自然に任せておけば、もう間もなく、恐らくこの目標は達成するんじゃないかと思うんですね。だから、この辺で決をとって、そして、私は切りをつけたほうが良いというふうに思うんです。継続、継続じゃね、何回したかよく覚えませんが、もう切りをつけましょうや。意見として申し上げます。

堤委員 国の請願と県の請願をこんがらがって論議してもらおうと困るんだけど、国の請願と県の請願が2つ出ていまして、国については、この前、教育長も馬場委員の答弁の中でも加配ではやっぱり厳しいと。国が定数を改善すべきだというのは要求してきている。資料の米印にもあるように、国に対してはずっと要求してきているわけですよ。

ある意味では、国への請願の、継続請願10については、やっぱり教育委員会を後押しするというふうな立場からすれば、私はこれを採択したほうが良いと思います。

県に対する継続請願11については、確かに濱田委員のそういう言い分もあります、小学校の35人以下学級は9割ある。しかし、大規模校というのは大分市内にまだあるわけですから、そういう点では、県としても国に対する要請と、あわせて県独自で少人数学級を拡充していく、そういう方向性は持つべきだというふうに私は思います。

できれば、きちっと国と県と分けて採択をしていただきたい。教育委員会を応援するという意味から。

馬場委員 私は、やっぱりまだ全部ができていないので、今学んでいる子供たちもいますし、そういう意味では、この請願も採択していただきたいとは思っています。また、定数以外の部分についても、国または県も少人数学級を最後までやってほしいなというふうに思います。

井上委員 やっぱりまだ継続してやる必要があるんじゃないかなと思うんですよ。結局、私は中身だと思うんです。過疎地は人数が少なくて困っている、少人数学級にするかもしれないも、もう少ないんです。少人数学級の中でどうやって皆さんが魅力ある学校をつくっていくか、保護者の方が、人口が少なくてもあそこに行って勉強させたいという、そういう学校をつくるべきと思う。それは少人数学級だからこそできる。その辺のところを、みんな

な平等とかなんとか言うもんだからうやむやになってしまっ。少人数でも中身を充実させてびしっとやってほしいというのが願いです。まだその辺のところ、もうちょっと慎重にやんなきゃどうかなというふうに思うんですよね。

嶋委員長 濱田委員からは、決をそろそろとるべきだと。お話を聞いてみますと、不採択に向けて決をとるべきだというふうには私は理解をしました。堤委員からは、継続請願10については、ぜひ採択をしてほしいというご意見もありました。井上委員からは、総合的に判断して継続にすべきという意見だというふうに思われますので、まず、継続審査についてお諮りをしたいと思います。

継続請願10について、本請願は継続審査とすべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「是非採択をお願いします。異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので挙手により採決いたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 可否同数でございます。私は継続審査ということにしたいと思ひます。そういうことでございます。

続きまして、継続請願11について、継続審査とすべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり。採択しましょう。」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので挙手により採決いたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 これも同数でございますので、私は継続審査という判断をさせていただきます。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①及び②の報告をお願いします。

米持義務教育課長 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果及び分析と今後の対応についてご説明します。資料の12ページをお開きください。

調査は、4月19日に小学校第6学年と中学校第3学年を対象に実施されました。本県は震災の影響で、小学校22校、中学校8校が当日実施できず、後日実施となりました。

資料1の県全体の状況をごらんください。表は今年度の平均正答率です。グラフは、大分県と全国の平均正答率の差を経年であらわしたものです。

教科は、国語及び算数・数学です。A問題は知識の定着状況を、B問題は知識を活用する思考力・判断力・表現力等を見るものです。

小学校は調査開始以来、学力が年々向上してきましたが、今年度は全国とほぼ同程度で、九州トップレベルを維持しています。中学校は、全ての教科・区分とも全国平均に届きませんでした。昨年同様全国30位台で、学力を伸ばし切れていません。

2の市町村別平均正答率をごらんください。竹田市、九重町の小中学校は後日実施のため、公表データからは除外しております。また、姫島村の小中学校については、村に学校が1校のため空欄としています。

資料の13ページをごらんください。県調査の結果も含め、問題点を分析し、各市町村

教育委員会と協議の上、課題を4点に絞りました。

課題解決に向けた具体的な取り組みとして、各小中学校には、①「新大分スタンダード」に基づく組織的な授業改善の充実、②家庭学習指導・補充指導の見直し、③当該学年の児童生徒への個別指導を実施するよう指導しています。また、特に中学校に対しては、中学校学力向上対策3つの提言を実行に移すことを求めています。

県教育委員会としましては、新大分スタンダードに基づく授業改善を推進し、授業の質を向上させるために、9月に指導資料を提示しました。また、数学の平均正答率が4年間に1度も全国平均を超えていない学校への訪問指導を行っております。

さらに、国語・数学・社会・英語については、各地区の教科部会と連携し、実際の授業を踏まえ、きめ細かい授業改善支援を実施しております。

樋口生徒指導推進室長 平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（速報）についてご説明いたします。資料の14ページをお開きください。

1の調査対象期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までです。

2の暴力行為につきましては、発生件数が288件で、昨年度より22件減少しました。

3のいじめの認知件数は3,777件で、27年度より554件増加しております。

児童生徒1千人当たりの認知件数は29.9件で、26年度より4.6ポイント増加しました。なお、1千人当たりの認知件数の全国平均は16.4件で、本県はそれを上回っていますが、教職員がささいな事案でも組織的に対応した結果であり、これはマイナスに評価するものではないと捉えております。認知したいじめの解消率は、全体で84.7%となっています。

4の小中学校の不登校児童生徒数は1,194人で、26年度より62人減少しております。

5の高校の不登校生徒数は681人で、前年度より18人減少しています。中途退学者数は536人で、昨年度より6人増加しております。

不登校の推移を見ますと、中学校は減少傾向にあるものの、小学校と高校は増加傾向にあり、未然防止の徹底が必要と考えております。

県教育委員会としては、いじめや不登校問題の未然防止対策の充実、早期発見、早期対応の徹底を図るため、学校の組織的な取り組みを推進するとともに、スクールカウンセラーの小中連携配置の拡充やスクールソーシャルワーカーの配置に取り組んでおります。引き続き、教職員の生徒指導力の向上と組織的な生徒指導体制づくりを推進しながら、児童生徒1人1人を大切にされた教育活動、生徒指導を進めてまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑等もないので、次の、③及び④の報告をお願いします。

後藤特別支援教育課長 大分県立南石垣支援学校の事故に関する対応についてご説明いたします。

初めに、安全確保を第一とすべき学校管理下において事故が発生しましたことをおわび申し上げますとともに、亡くなられた生徒さんのご冥福を心よりお祈りしたいと思います。

それでは、資料の16ページをごらんください。当該事故の女子生徒の氏名を記載して

いますが、これは保護者さんのご意向もあり、当初から公表しているものです。

まず、1事故の概要等につきましては、9月15日、給食中にランチルームで事故が発生し、女子生徒が救急搬送されましたが、10月2日に搬送先の病院で亡くなりました。

資料中段の事故発生時の状況の13時過ぎの部分に記載しておりますように、当時、担任教諭は別の生徒を教室へ連れて行くためにランチルームを離れており、女子生徒は1人で食事をしていました。養護教諭2名と調理室付近に栄養士がおりましたが、食器が床に落ちる音で当該生徒が倒れたことに気づきました。

2事故発生後の経過の13時30分ごろに記載しておりますが、搬送先の病院で、卵焼きらしき物を取り出され、咽頭内異物による窒息と診断されました。

3今後の対策として、このような事故を二度と起こさないために、医師・弁護士・教育関係者・摂食指導の専門家から成る調査委員会を設置し、事故発生原因の検証、再発防止策の検討を進めます。

また、資料の18ページにあります、給食等の指導に当たっての留意点をまとめた給食等の指導の徹底と安全確保についてを通知するとともに、指導を徹底するため、全ての特別支援学校を対象に給食指導調査を実施しています。幼児児童生徒1人1人の食事の取り方の確認や適切な指導がなされているかなどをチェックし、指摘事項に対する改善策の提出と実施の徹底を行っているところです。

来年度以降、全ての特別支援学校教職員を対象に、摂食指導及びリスクマネジメントに関する研修を実施していく予定です。

今年度は、校内での研修を実施することとして、既に全ての特別支援学校において1回以上の研修を行ったところです。また、救命体制を充実するため、全ての特別支援学校にAEDを2台以上設置することとし、12月中に配備するよう準備しているところです。**山上屋内スポーツ施設建設推進室長** 県立屋内スポーツ施設建設事業の進捗状況についてご説明します。

資料の19ページをごらんください。県立屋内スポーツ施設の建築本体工事につきましては、予定価格が約52億3,100万円で、政府調達に関する協定で定められた基準額の24億7千万円を上回るため、WTOの対象工事となっています。2者ないし3者で構成される共同企業体を対象とした一般競争入札の方式で、11月21日に入札公告を行ったところです。

今後の予定といたしましては、参加表明書は本年12月22日までに、入札書は来年1月26日までを期限として受け付け、2月9日に開札する予定としております。

なお、条件を満たす応札があった場合は、2月中旬に落札業者が決まる予定です。

電気等の設備工事につきましては、建築本体工事と同様、年度内に本契約が締結できるよう準備を進めております。

また、議会の議決を要する予定価格が5億円以上の工事につきましては、工事の落札候補者及び契約金額について、平成29年第1回定例会に議案を上程し、ご審議いただく予定としております。議案可決後は本契約を締結し、速やかに建設工事に着手し、平成31年4月の竣工を目指します。

次に、木材の事前調達につきましては、11月17日に大分県木材協同組合連合会との間で木材製造請負に係る契約を締結しました。今後、工事の進捗に合わせて、県産杉製材

品を調達し、建設工事の円滑な推進に努めてまいります。

また、これに合わせまして、設計を行いました株式会社石本建築事務所との間で工事監理に係る業務委託契約を11月17日に締結したところです。

なお、このたび、施設の300分の1の模型を製作し、県庁舎本館玄関に展示しております。今後は、県民への広報に積極的に活用してまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 南石垣支援学校の関係です。養護教諭さんが2人は、そのとき心肺蘇生だとか、マウス・ツー・マウスだとか、そういうのはされたのかな。それと、新たにAED2台設置するという事なただけで、AEDがここにはなかったのかな。もし、仮にあれば、なぜそういうのをきちっと、養護教諭さんが使っているか使っていないかこの資料ではわからないけど、そこら辺の状況。あと、親御さんとの関係です。学校側と県教委の対応によって大きな溝が開いてしまうケースも多々ありますから、そこら辺の親御さんとの関係は今きちっととれているかどうか、教えてください。

後藤特別支援教育課長 まず、心肺蘇生についてですが、当時、倒れたときに出血をしておりまして、それによって胸骨圧迫という実施はいたしておりません。また、てんかんの発作を当時疑ったようですのでAEDも持ってきていません。ただ、この生徒さんについては、10年間でてんかんの発作は起きていないという状況です。

それから、AEDですが、全ての学校に1台はあったんですが、寄宿舍のある学校は2台あるところもありました。ただ、特別支援学校は建て増しにより校舎を増築していますので、非常に校内の経路が複雑であったり、寄宿舍のある学校もありますので、2台以上の設置ということで、本年の12月にお配りをしているところです。

それから、保護者さんとの関係ですが、保護者さんには事故の概要の説明、それから学校保護者説明会の前にも、一旦このような内容で説明をしますがよろしいですかということで、内容を確認して、学校の保護者さんに説明しています。それから、現在は、調査委員会についても丁寧にご説明をして、始められるよう準備をしているところです。

井上委員 この事故で頭をよぎったのが、最近、子ども食堂をやっていますね。ある意味子供の交流とか、非常に効果的な子ども食堂だと思います。決して反対の気持ちはございませんが、こういった事故が起きた場合、どうするのかということは考えておく必要があるんじゃないかと思います。

それと、県立屋内スポーツ施設に関してです。私は木材関係をしていますが、こういった材料を、大分県木材協同組合連合会は直接つくっていないんだよね。直接つくっているところに委託するなりして、入札してやるのかなとか思うんだけど、そのやり方について。それと、木材がこうやって大量に使われて、日田のほうはよくなるんじゃないかと素人的に言う人もいますが、そういった話は日田には全然ないんですよ、材料が欲しいとかなんとかという話も。何でかなと思います、その辺のところはどうなんですか。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 大分県木材協同組合連合会を相手とさせていただいておりますのは、個別に1社1社と契約するというと、やはりなかなか、材料の量が多いもんですからできないと。それと、県として、直接、企業さんに発注することもできませんので、こういった法律によってつくられている広域性のある団体に契約すると。

この先の契約の発注方式につきましては、我々が直接、入札しろとか、そういうことは申しておりませんで、県産杉材であればどこでもいいということで、あとは乾燥、含水率関係、それから強度の関係、そういったものが確保できるということを事前に打ち合わせをしながらやっております。

井上委員 利用してもらえることはありがたいんですが、木材に対する思いというのが、業者が考える思いと、皆さん方の取り組みに多少ずれがあるんですよ。木材を使うという思いをもう少し持つためには、直接かかわったほうがいいなと思います。とにかく、日田の材料を使うという期待をしている方もいますので、その辺のところも、全体的にそういう思いを皆さんに持っていただいて、木材が売れるよう、業界が潤うようにしてください。要望です。

濱田委員 観客は何名予定していますか。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 真ん中の図、これが多目的競技場になりますが、固定席2千席、それに移動観覧席、パイプ椅子等合わせまして最大5千人収容となります。1番下の武道場につきましては、約400席の観覧、それに、それぞれ車椅子席を別に用意しております。

二ノ宮副委員長 南石垣支援学校についてです。こういう事故が起こったときに、本人はもちろんですけど、担任の先生とか、周囲にいた人たちが一生の心の傷というか、そういうものを受けると思うんですけど。今回、たまたまいろんな悪条件が重なって、こういう結果になったと思っておりますか、それとも、例えば、人が足りないとか、施設の問題とか、担当としてそういうところをどういうふうに分析していますか。

後藤特別支援教育課長 南石垣支援学校の事故においては、教職員間の連携という点に不十分な点があったということは否めないと思っております。今後、調査委員会の詳細調査により、原因究明、また、それによって対策を講じていきたいと考えております。

二ノ宮副委員長 こういう事故が起こると、後で今後の対策ということで、いろんなことをやられると思うんですが、こういうのはいつ起こるかわからないし、次が起こらないような状況をもちろんつくっていただきたいです。さっき言ったように、人が足りないとか、施設が悪いとか、そういうところがほかの支援学校にはないかとか、支援学校だけじゃないんですけど、そういうところもぜひ心配りというか、検討をしていただきたいと思いません。

末宗委員 県立屋内スポーツ施設の木材の事前調達の関係です。数量はもちろん県がはじいて出しているんだろうけど、これは木材だけで大工工事は入っていないと思う。例えば、現実に仕事をし出したとき、木材だから作業中にぽっと割れたり、いろんなロス率が相当出る。そういう、ぽっと割れてしまって使えなくなったときに補完する材料まで出しているのか、いないのか。それとか、設計の仕様で見えない部分が随分出てくると思うんだけど、そういう材料は誰が調達するのかなと思ったんですが。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 私どもがこれで調達しているのは、屋根の構造材、それから内装の多目的競技場の板なんですけれども、それにつきましては、今回、含水率15%とか、ヤング係数で強度70とか、そういったものがございまして、発注者が調達して施工業者に渡す関係で、どの程度のものであればそれを受け入れるという基準を全部つくっております。ですので、受け入れた後に割れが確認できたとか、そういうことな

いように、受注者が受け入れる段階で、そこは全てチェックをするような体制を整えるよう、今基準を県のほうで決めているところであります。

末宗委員 そうは言っても間違いなく出ると思う。足りない材料も出ると思うよ。ただ、そのとき、ぼっと乾燥材の調達とか、これだけの期間かけてやるから、そこあたりはどんなふうか。ロス率を何ぼ見ているか知らんけど、サイズまで全部決まっているから、構造材とか、内装材、こんな分割発注になるとロス率でいかれんからね。今までは分割じゃなかったから業者が全部責任持ってやっていたけど、分割になると、足りない分をただで材料を出してくれとは言われないうし、そういう問題が間違いなく出ると思うんよ。

例えば、この部屋で木材のドアをつくった場合、冷暖房を入れたら二、三カ月で二、三センチぐらいずれが生じる。うちでは、ことしドアをあたった。6年ぐらい乾燥させて二、三センチ違うんよ、冷暖房を入れたら。だから、これ何年か知らんけれども、そこらあたりは100%起こると思う。そういうのを勘案しながら対処しないといけないんじゃないかなと思うけどね。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 委員のおっしゃることにつきましては、今も土木建築部で検討しております。そして、県木材協同組合連合会のほうとも契約しておりますけれども、また、今のお話を受けて、再度、土木建築部のほうにその旨を伝えて、対応していきたいと思っております。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これをもちまして諸般の報告を終わります。

この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

嶋委員長 本日は、玖珠町における公営塾の取り組みについて、名簿に記載の関係者3名を参考人として呼びし、ご意見等を伺いたいと思っております。

そこで、参考人の出席要求についてお諮りします。

名簿に記載している方々を、本日の調査に係る参考人として出席説明を求め、ご意見を聴取したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは5分休憩します。

14時35分休憩

14時40分再開

〔参考人、委員外議員、教育委員会入室〕

嶋委員長 大変お待たせをいたしました。委員会を再開します。

まず、私からご挨拶を申し上げます。大分県議会文教警察委員長の嶋幸一でございます。玖珠町教育委員会の長尾教育総務課長、また、県立玖珠美山高校PTAの本松会長、そして、玖珠美山高校の野尻校長には、大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、「教育県大分」創造プラン2016では、少子化による生徒数の減少など、高等学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、進学・就職を見据えた教育の質の確保と向上、地域のニーズを踏まえた特色ある学校づくりを推進しております。

こういった中、玖珠町におかれては、今月1日に、町内唯一の高校である玖珠美山高校の生徒を対象に、無料の公営塾を開設し、学力向上に向けた支援に積極的に取り組んでおられます。

本日は、その玖珠志学塾の概要等について直接、関係者の方においでをいただき、ご説明をお願いすることといたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、本日出席の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

〔委員、委員外議員 自己紹介〕

〔参考人 自己紹介〕

嶋委員長 ありがとうございます。それでは、さっそくお三方からご説明をいただき、その後に、一括して各委員との意見交換を行いたいと思います。

長尾参考人からは、志学塾の開設の経緯、塾の概要や今後の方針、また、今後の課題等について、本松参考人からは、保護者代表として、塾に期待することや教育を取り巻く家庭・地域の課題、保護者の思いなどについて、そして、野尻校長からは、美山高校の取り組みや塾に対する所見等について、お話をいただきたいと思います。

では、長尾課長から順番にお願いします。

長尾参考人 それでは、ご説明をさせていただきます。皆様のお手元にカラー刷りの玖珠志学塾の説明資料と玖珠志学塾のリーフレットをお配りしております。私のほうから主にこちらの資料を中心にご説明をさせていただきます。

まず、1ページをあけていただきたいと思います。初めにということで、ここに朝倉町長の思いを書いております。まず、十年樹木、百年樹人という中国のことわざを引用しながら、よりよい地域をつくるためには時間をかけて教育という土壌をしっかりとつくる必要があると。土壌をつくるということは、地域の教育力を高めるということである。地域がかかわり活動することで土壌が耕され、地域の知恵や、また愛情という養分を注ぐことで豊かな土壌になり、時代を担う人材を育てていくというような部分のことを書いております。

下のほうに括弧書きであります、高校を卒業するまでは親元で育てたい、これはこの玖珠志学塾を始めるきっかけといたしますか、玖珠美山高校を守りたいという部分での、母親であり父親の切なる思いであります。安心して、保護者が地元で行かせる高校にしたいという部分でございます。

この公営塾はそういった多くの思いに応えるため、地域に唯一の高校であります玖珠美山高校を守り育て、地域の子育て環境を整えることを目的とするものでございます。下にありますとおり、教育はまちづくりの重要な基盤であるという認識のもとでの事業でございます。

次のページをごらんになってください。玖珠美山高校の現況を書いております。ご案内のとおり、昨年4月、県立森高校と県立玖珠農業高校が統合いたしまして、総合選択制の高校として開校いたしました。1学年の定員が160名、普通科3クラス、地域産業科1クラスの学校でございます。しかしながら、その下にありますとおり、平成27年の開校時、本年の2年目とも、定員を大きく割っているという状況であります。米印を見てくださいと、うち玖珠郡内、玖珠、九重からの進学者が51.4%から46.7%ということで、5割を割り込んでいるという状況でございます。昨日のOBSニュースの中でも取り上げられた部分ではございますが、県内で定数を大きく割っている部分につきましては、もともと人口の少ない地域の高校が多いというようなお話がありました。これは平成20年からの県立高校普通科の学区制の撤廃等が大きな要因ではございますが、特に郡部ではこの定数割れが常態化しているという状況でございます。

そこで、町としては、地域の少子化の進行に加えて、地元進学率が低迷している部分が大きな定員割れを招いているというふうに考えております。開校3年目の来年4月の入学生のこのまま大きな定員割れが続けば、学級数の減ということにもなりかねないと。学級数の減ということになりますと、教職員数の減であったり、部活動への支障であったり、さまざまな部分で学校の総合的な魅力が落ちてくるわけございまして、そのまま加速度的に学校の活気が失われるのではないかと。その括弧にありますように、分校化であったり、閉校のリスクが伴うのではないかとという思いでございます。

そして、この高校というのは地域にとってはなくてはならない部分であると。地域の人材をこれまで輩出してきた高校を絶対残さなければいけないという思いで、まちづくりの根幹にかかわる課題であるというふうに認識をしておるところでございます。

次のページをごらんになってください。公営塾の玖珠志学塾の目指すものということで書いております。1番上の丸のほうに、これまで平成27年度から玖珠郡2町で合わせて1千万円を拠出し、玖珠美山高校が行う同校の魅力化のためのソフト事業を支援してきた。これは後ほど、野尻校長のほうから内容についてのご案内があろうかと思いますが、進学であり、就職であり、部活が活発になるような部分のソフト事業に使っていただく部分ということで、支援を2年間続けておるところであります。

今回、新たな支援事業として、玖珠美山高校の生徒を対象とした無料の学習塾を設置して、同校生徒の学力向上に向けた支援を行うことで、玖珠美山高校へのプラスアルファの付加価値を創造し、難関大学への合格者の輩出と国公立大学への進学者数20名以上を達成指標とし、その実現に努めるというふうに考えております。

難関大学という部分では、イメージとしては、地域での難関大学ということで九州大学レベルの大学とし、もちろん九州大学への進学や国公立大学20名以上という部分は森高校の時代にももちろんあった部分なんですけど、先ほど申し上げたとおり、成績の上位層が主に域外に流れる傾向がございまして、なかなか難しいところも出ているのが現状でございます。

そして、3つ目の部分でございます。事業の期間は、平成28年度から平成31年度の4年間を事業評価の目安とし、地元中学生の進学率60%以上の確保と学校規模、学年4学級枠の安定的な確保を図るとともに、地域の次代を担う人材の育成を図るというものでございます。

この地元進学率60%以上という部分であります、それだけでは160名の定員を満たすことはできませんので、私どもが考えているのは、以前のように郡内の学校に日田市、由布市のほうからも来ていただきたいという考えであります。

また、学年4学級枠の安定的な確保ということで、これについては、先ほど申し上げたように、これ以上、生徒数が減るとさまざまな部分で学校の魅力が下がってくるという部分で、この確保が1番の目的でございます。

次のページに指針と計画を書いております。まず、第1段階といたしまして、本年度50%を割っています地元進学率を、50%以上とにかく引き上げたいという部分で、玖珠町、九重町の中学生へのプロモーションということで、中学校の説明会を実施しておりますところでございます。これにつきましては、進路決定の三者面談が行われます12月上旬前に郡内の7中学校で実施をしたところでございます。

第2段階ということで、来年度につきましては、地元進学率55%以上としていますが、そういった形、さらにロコミでの進学をふやしたい。そして、来年発表されます1学年の定員枠をこのまま160名で据え置きできるような形に、ぜひともしていただきたいということが願っております。

来年になりますと、近隣も含めてですが、県内へのプロモーションをしまして、その中で反応がよければ、寮のほうも整備できないかなというふうに考えております。これについては、私どもが参考にさせていただいた北海道の足寄町のほうでも同じような形での取り組みをされていまして、そういう部分がふえれば、そういう検討をしていきたいというふうに考えています。

そして、第3段階として、3年後、4年後には地元の進学率をとにかく60%以上、そして、難関大学、九州大学以上の入学実績をつくる。そして、安定して国公立大学進学者数が20名以上というように、学校にお手伝いをしたいというふうに考えております。

こういった部分が達成できれば、地元の高校で夢をかなえる先輩たちの姿を見て、中学生が目指してくれるようになるんじゃないかと。また、他の地域からもそういった部分での受け入れがふえてくるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

次のページでございます。玖珠志学塾の運営モデルということで、学校であったり、町であったり、塾の運営会社等がどう絡んでいるのかということで、まず、左上の玖珠町であります。塾の運営の基本的な方針は町のほうに主体性がございまして、もちろん経費のほうはその中で賄っていくということで、その他のいろんな広報等の部分であったり、関係団体の調整等も町のほうが担います。

右上のほう、玖珠美山高校のほうです。これは線で結ばれていますが、主に玖珠美山高校から町のほうへの矢印になろうかと思っております。これは公営塾の学習指導への要望であったり、進路指導への要望、生徒、保護者対応への要望を町が受け付けて公営塾の運営に生かしていくような形になります。

そして、右下、株式会社Birth47とありますが、これが玖珠志学塾の運営委託をしております受託業者でございます。この業者については、玖珠志学塾の運営であったり、講師の派遣、教材環境の整備等を行います。あとは当たり前の指導をするという部分になります。

ここで玖珠美山高校と塾のほう、矢印というか、線がつながっておりますが、この

関係については、基本的には私どもはつくりたくない方向で今考えておるところであります。必ず運営主体であります町を通しての協議をするということで、左下にあります公営塾運営協議会というのを持っておりますので、その中で町の担当であり、高校の代表、保護者の代表、地元の有識者、あと塾の代表で民主的に協議をしながら塾の運営について決めていきたいというふうに考えております。

次のページをごらんください。まず、28年度、どのような経過でこの事業を組み立てていったかという部分のお話をしたいと思います。

まず、28年4月、玖珠美山高校開校2年目ということで、先ほどご案内したとおり、定員の充足数がかなり割れておるとい部分で、先ほど申し上げたとおり、このまま3年間、こういった形が続くと大変なことになるとい危機感の中で、何かいい方策はないかということでいろいろ探したところ、昨年10月、北海道の足寄町で足寄町学習塾という塾が設置されています。これが公営塾で、私どもが今回モデルとさせていただいた部分なのですが、その情報が入りました。それで、4月に早速その運営をしているBirth 47という会社の役員を呼んで説明をさせました。その中で、非常にきめ細やかな指導をされるということで、ぜひ私どもはそれを見に行きたいということで、5月に実際、北海道の足寄町まで町長ともども見に行かせていただきました。その中で、見させていただいたのは、子供たちが生き生きと塾で活動している様子であったり、お迎えに来ているお母さん方ともお話をしたんですが、非常に信頼関係がはっきりしている。1つ心配だったのは、高校との関係性がほとんどないという部分であったんですが、それを差し引いても、私どもはこの事業は非常に魅力的だなということを感じました。そして、うちの町長のほうが、これはぜひ検討する価値があるだろうということで、やるとすれば早くしなきゃいけないので、9月議会に間に合うように調整をなさいということで、大変な駆け足でありましたが、その後、調整をしたわけです。

まず、場所の問題がありまして、幾つか候補がありましたが、決まった場所は、高校から歩いて1分のところにありますNTTの別棟という形で、会議室だったところを改修して、そこがオーケーになりましたので、そこがまず1件。

あと、気になっていた高校との関係性がはっきりしないとなかなか踏み切れないということで、その足で7月に高校のほうに行きまして、こういう計画があるということのお話をしました。その後、8月にも協議をして、高校のほうの承諾をいただいたと。そして、7月に高校生のアンケートを実施しまして、今度、町でこういうことをやりたいと思うんですが、そういうのができたら来る気持ちがありますかというニーズを調査しました。後ほどその資料が出ますが、約半数がぜひ行きたい、できれば行きたいというような回答をした部分で、私どもは十分にニーズがあるというふうに解釈したところがございます。

その後、1番これは問題があるかなと思っていたところが町内の塾関係者、いわゆる利害関係がある方との協議が必要であったので、その協議をいたしました。町内には塾が何件かありますが、ほとんどが高校受験までの部分であります。高校生を受け入れているところがありましたので、そことの協議をしましたが、それについては協力しますよというような形で、私どもが無料で塾をする分については問題がないというふうに言っていました。

ということで、そういった解決しなければならない課題を解決しましたので、9月の上

旬に高校教育課のほうにもこの計画を持って上がって、内諾をいただいたところでございます。

その後、議会のほうに諮りまして、補正予算としまして、本年度12月からの部分と施設の整備の委託料、不動産の借り上げ料等の補正予算と、来年、29年度から31年度までの3カ年の債務負担行為という部分でご承認をいただきまして、これから今年度を含めて4年間の実施を決定したところでございます。

10月以降、施設の改修等を行いまして、先ほど申しました公営塾の運営協議会を持ちまして、玖珠志学塾という名前も決定いたしまして、その後、広報のチラシ等を打ちまして、11月には希望者の面接等も行ったところでございます。

そして、11月27日に公営塾の開校式典、あわせて「子どもたちの教育と未来を考える」講演会というのを行いまして、広く地域の方にも周知をしたところでございます。

そして、今月1日に開校ということであります。あとにつきましては、冬休みの冬季講習、春休みの春季講習等も計画しております。

次のページに、簡単に玖珠志学塾の事業概要をまとめていますので、ごらんになってください。概要としましては、県立玖珠美山高校の生徒を対象にした無料の公営の学習塾でございます。講師は3名で、常駐が2名でございます。週6日の開校で、平日と土曜日、祝日ということで、日曜日がお休みでございます。年末年始、31日と三が日は、基本的に休むように今のところしておるところでございます。

委託先は株式会社Birth47ということで、次のページでまたご紹介します。

場所につきましては、玖珠町大字帆足のNTT玖珠ビル別棟ということで、鉄骨造のプレハブの建物でございます。玖珠美山高校南門から徒歩1分という立地でございます。

期間は、先ほど申し上げましたとおり、本年12月から32年3月までの3年4カ月ということで、事業の成果等を見て継続の判断を行うということにしております。

経費につきましては、塾運営の委託料、不動産の借り上げ料、施設整備の委託料、これは28年度のみでございますが、28年度が2,300万円余り、28年度から31年度までが1億200万円余りということで、この4カ年の総予算が1億2,500万円余りを計上しておるところでございます。

財源としましては、地方創生推進交付金、農業と教育による地方創生事業というものの内受を受けておりますので、現在のところ玖珠町単独の3年間の事業で申請をしておりますが、5年間で補助額も1億円というふうに上がりますので、九重町との共同の協議を進めているところでございます。

また、あわせて、ふるさと納税の活用ということで、人材育成部分でございますので、その充当のほうも検討をしておるところでございます。

塾の特徴としましては、このリーフレットの中にもありますが、徹底した個別指導と映像指導、その2つで、合わせてハイブリッド個別指導という形での指導になります。個別指導につきましては、これは1人1人の学力や進度に合わせた個別カリキュラムをオーダーメイドで組み立てて、いわば中学校の復習からやる子もあれば、高校の授業の補習、定期テスト、そして、難関大学の入試まで、その子その子に合わせた個別対応をしていくというふうにしております。

映像指導のほうは最先端の映像授業ということで、これはインターネットでのソフトに

なるんですが、約3万タイトルあるそうでございます。それぞれの個別の進度等に合わせた指導を行うということになっております。

その他として、おおむね偏差値70、難関大学レベルまでは対応が可能であるということと、好きな曜日と時間を選択して通塾できる。これはどういうことかと言うと、例えば、部活をしている子は部活が終わった時間を中心にその組み立てをするという部分、それであるとか、例えば、電車で来ている子がおれば、その終電前までに全てが終わるような組み立てをするというような部分を個人ごとに組み立ててやっておるところであります。

また特徴として、公務員など就職を希望する生徒には、映像授業等はないんですが、一般教養や面接の個別の指導もできるということにしております。

あと、受け付けのほうに入退室システムを導入しております。生徒の入退室を保護者にメールで送信できるということで、生徒が入ったときには、保護者の方にメールで今来ましたよと、帰るときには、これから帰りますよというメールが送信できるような、都市部の予備校みたいなシステムを入れております。

次のページが株式会社Birth47ということで、この事業の受託業者であります。ここについては余り申し上げませんが、学習塾の運営を基本的に全国レベルでやっているところであります。その他の部分を手広くやっておりますが、健全な経営をされておるということで、もう1つ申し上げますと、その下の1番のところにあります。同様な公営塾の運営実績、北海道の足寄町学習塾でも実績を上げておるという部分での、随意契約での契約になっております。

最後のページでございます。玖珠美山高校の在校生へのアンケートをした結果をそこに付けております。先ほど申し上げましたとおり、在校生351名のうち、ぜひ利用したい、できれば利用したいというのが157名おりました。44.7%ということですが、農業系の地域産業科の生徒のほうも希望があったという部分で、これからどう伸びていくかなというふうに考えております。

ちょっと早口でございましたが、私のほうからは、以上で説明を終わりたいと思います。
嶋委員長 続いて、本松PTA会長さんお願いいたします。

本松参考人 保護者の代表ということできょうはお呼びいただきましたが、玖珠美山高校の会員の皆様のご意見を聞いたわけじゃないので、1保護者の意見としてお聞きいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、この公営塾のお話を聞いたときに、びっくりしたというのが本音でございます。郡内には、もちろん他校に行っている子供もいる中で、玖珠美山高校の子供だけに公費を使ってやっていただけるとするのは本当なのかなというところで、まずびっくりいたしました。この説明を聞く中で、これを本当にしていただけるのであれば、本当にありがたいことだなということをもまず感じたところがございます。

子供が高校を選ぶに当たりまして、人生の中でもかなり大きなウエートを占めるわけですが、地元の高校を選ばずに、やっぱり地区外の学校に進みたいということであれば、親としてはもちろんそれを応援するのは当たり前のことだとは思いますが、しかしながら、先ほどもありましたように、卒業すれば大半の子供が親元を離れるわけでございますし、できれば高校を卒業するまでは親元でしっかり育てたいというのは、ほとんどの親が思うことじゃないかなというように思っております。

私自身も九重町に住んでおりますが、子供と話す中で、そういうところもありまして、地元の高校を選択したところでございます。現在、私の息子は玖珠美山高校普通科の2年生であります。陸上部に所属しております。どちらかといえば、勉強よりも本当に走ることが好きというような子供で、学習するよりも1日中走っていても苦しめないような子でありますので、なかなか学校の授業についていけない科目もあつたりとかで、非常にその辺は頭を悩ませているところではありますが、そんな折に今回のこういうお話をお聞きしまして、大変うれしく思っております。

12月1日開校ということで、早速、私のほうも子供と相談しまして、先週、この塾のほうに三者面談ということで、塾の先生と息子と私の3人でお話をさせていただきました。入塾に当たりまして、過去の成績表、現状、学校で行われている授業のノートと本人の進路志望等、約1時間ぐらいですが、塾の先生とお話ししました。そうした中で、先ほども説明がありましたように、非常に事細かに、本当に苦手なところにさかのぼって、中学校を卒業するまでの科目だつたりとかいうところまでさかのぼってやっていただけるということでしたので、うちの子供は特に生物と英語が非常に苦手ということで、その科目を週2日、1回が2時間ということで受講することになりました。

早速、今週の火曜日と木曜日、きのうなんです、受講しまして、部活をやっている関係で夜7時半から9時半までを1つの時間ということで受けまして、初めの1時間は、先ほどありましたように、個別指導を入念にやっていただきまして、その後、残りの1時間を映像指導ということでやっていただいたそうです。

本人に聞きますと、もちろん個別指導はしっかり丁寧にやっていただきましたが、映像指導は、先ほどもあった3万タイトルということで、非常に事細かに中身があるということで、1人1人に合った映像の場所を提供していただけるということでもあります。通常、学校の授業ですと、先生が黒板に板書したものをノートをとりながら、また話を聞きながらということで非常についていけない面もあるんですが、このシステムでは、事前に映像に出てくる、黒板にあるものをプリントとしていただくそうです。そのプリントを見ながら、映像を見ながら、1対1で講習、講義を受けるといいますか、マンツーマンでの講義のような映像だそうで、非常に映像に引き込まれるといいますか、わからないところはまた巻き戻しができるというようなことで、何度もそこを反復して理解ができるまで見られるということが非常にすぐれていると言っております。ですから、どちらかという、うちの子も勉強は余り好きではないんですが、この講義というか、映像指導を見れば、学習が嫌いな子でも好きになる可能性が高いというようなことを言っていましたので、非常に効果があるのではないかなというふうに感じました。

ということで、上位の国公立を目指す子供には本当に充実した内容のものもあるでしょうし、本当に勉強が苦手な子供には、さかのぼって基礎学力を上げるというようなことで、私としてはどんどん推進していただいて、玖珠美山高校の子供がしっかりと基礎学力を身につけていっていただければ、今まで以上に魅力のある学校につながっていくんじゃないかなということを本当に感じましたので、もっともっと宣伝をして、これからまた続いて入学していただける子供たちにも話を、できればやっていきたいなというふうにお感じしておるところでございます。

今後の課題ということでありますが、本当に学校のすぐ裏手でありますし、通塾の面で

も安心できますので、欲を言えば、施設自体がちょっと狭いので、これから人数がふえていくと、希望する時間に塾が受けれないとか、自由に使えるスペースもあるんですが、前日の予約でなければ使えないというようなこともありますので、もうちょっとスペース的にあれば、行きたいときにその塾が利用できるとなれば、もっともって利用価値が上がっていくんじゃないかなという、それも非常に欲張りな気持ちなんですけど、そういうことを感じているところでございます。

嶋委員長 ありがとうございます。続いて、野尻校長先生お願いいたします。

野尻参考人 公営塾そのものにつきましては、玖珠町からも説明がございましたので、私、校長としましては、その前提となります現在の学校の状況、あるいは取り組みを先にご説明させていただいた上で、塾とのかかわりをお話しさせていただきたいと思っております。

お手元の緑の封筒に一式資料を入れております。ぜひご参考いただければと思っております、たくさんの資料になってしまいました。ご了承いただきたいと思っております。

私の説明の骨子につきまして、地域に信頼される学校づくりというA4縦置き1枚にまとめさせていただきましたので、ごらんいただければと思っております。

このタイトルについてですけれども、4月に校長として着任以来、やはりまず玖珠郡の方々に愛され、信頼される学校づくりをぜひしたいということから、こういうタイトルをいつも出させていただいております。私自身も玖珠町に単身赴任をしまして、この秋も、中学校だけでなく、地域の行事や祭りなどに極力参加させていただきまして、マスコミの方々のご協力を得ながら学校の広報、PR等をさせていただいているところでございます。

まず、委員の皆さんご承知のとおり、先ほどもございましたけれども、玖珠美山高校は、伝統校であった玖珠農業高校と森高校を統合して、昨年4月に開校でございます。現在の3年生が玖珠農業高校、森高校としての最後の入学生ということになっております。

地域の課題は、急激な少子高齢化であることに加え、先ほどもございましたように、中学校3年生の5割程度は玖珠郡外の高校に進学しているという実態でございます。

大変失礼かと思っておりますけれども、最上位は大分市へ、また、普通科希望の上位者は日田高校へ、あるいは就職が非常に好調ということで日田林工高校に進学する生徒さんも非常に多うございます。また、この数年は日田市内の私立高校への進学もかなりふえておるといふ現状でございます。

地域の課題はそのまま本校の課題でございまして、定員割れについてでございますけど、3に書かせていただいておりますが、開校以前から続いておりまして、2校を合わせると毎年40名程度の定員割れがずっと続いておるといふ厳しい状況であり、本年度も極めて厳しいという認識を持っております。

私どもとしましては、定員割れの課題克服の取り組みとして、大きくそこに3つ書かせていただきました。

まず、(1)にございますように、昨年度開校と同時に、コミュニティ・スクールという制度を取り入れております。この委員の方々には、本当に熱心にご議論いただいております。地域の方々に学校運営に参画いただいたり、ご理解いただくチャンスがふえております。しかし一方では、旧森高校関係者からは進学の実を、旧玖珠農業高校関係者からは地域と連携した農業教育の期待など、やはり委員の意見も多様であり、まとまりにくい

なという部分があるのは現実でございます。

次に、(2)にございますように、玖珠町、九重町から経済的な支援を受けて、それを使わせていただいているということでございます。両町から1千万円という多額のご支援をいただいております。進学・就職指導の充実、部活動の活性化、農業関連の取り組み、あるいは夏には5名の生徒をアメリカ留学のほうに行かせていただいております。

これらのご支援のおかげで、結果的には教育内容の充実とともに、保護者負担軽減にもつながっているところでございます。

次に、(3)にございますように、本年度から美山グローバルプロジェクト、通称MG Pというのを立ち上げまして、それに取り組んでおります。これは本年度、県教育委員会高校教育課が主管します地域の高校活性化支援事業に手を挙げさせていただき、採択いただいたものでございます。生徒には私はさまざまな体験をさせたいということを思って、これが願いでございます。一言で言いますと、生徒にさまざまなグローバルな体験をさせ、将来、玖珠郡のリーダーとなったり、あるいは玖珠郡外、県外に出ても、いつも玖珠郡のことを考えてもらえるような、そういう人材に育てたいという趣旨でございます。

なお、この美山グローバルプロジェクトにつきましては、ポンチ絵をA4横置きで別添資料としてつけさせていただいておりますので、よろしければ後ほどごらんいただければと思います。

ここではお時間の関係で、美山グローバルプロジェクトの取り組み例を2つだけ、ご紹介させていただきたいと思っております。

1つ目は、普通科に関しまして、10月に実施しました東京・つくば研修についてでございます。お手元に配付しておりますが、本校のみやまNEWSという中学校向けのニュースがございまして、これをつづったものでございます。できるだけ生徒の活躍を中学校にと思ひまして、写真を多くしております。

この中のナンバー21をごらんください。最後のほうになります。月3回程度発行しているものでございまして、そのナンバー21に東京・つくば研修を特集しております。

この秋、生徒10名を引率して、4日間の日程で研修に行つてまいりました。趣旨としましては、まさに進路意識の高揚でございます。1日目はJAXA筑波宇宙センターの特別公開日に合わせました。2日目は日曜日でございますけれども、本校生徒10名のために、筑波大学が大学案内と2名の教授による特別講義を実施していただきました。3日目には午前中に衆議院、午後には防衛省で研修、4日目には東京証券取引所の見学等を行いまして、家族旅行とか修学旅行では経験できないプログラムであるというふうに思っております。

生徒の感想としましては、難関大学である筑波大学にぜひ進学したいとか、JAXAにぜひ就職したい、あるいは日ごろでは経験できないさまざまな経験ができたというようなことで、貴重な研修になったということが、私どもとしてはうかがえた次第でございます。

またお時間がありましたときに、この資料のつづりをごらんいただければ幸いです。

続いて、先ほどのA4縦のほうにまいります。もう1つの本年度の特徴的な取り組みとしまして、本校は農業科を地域産業科と申しますけれども、パークマツの特許申請というのを行っております。きょう持つてまいりましたけれども、これはパークマツという

ものでございます。久大地区は非常に杉の木が有名でございますけれども、これは杉の木の樹皮を砕きまして、それを板状にしたものでございます。これを土壌がわり、土がわりにしまして、トマトなどの農作物の生産に取り組もうというもので、本校の地域産業科の生徒、教師陣が一丸となって研究しております。これを使用しますとトマトの糖度が増したりとかいう研究結果が出ております。この美山グローバルプロジェクトの一環として、今、特許申請を行っておるところでございます。

以上、本校の概要と取り組みについてご説明を申し上げました。本校としましては、精いっぱい学校づくりに努めているところでございます。改めまして、玖珠町、九重町、両町には物心両面で本校をご支援いただいておりますことに感謝をしたいというふうに思っております。

私、4月に着任後、町長さんのほうから、町として公営塾を考えているが協力してもらえますかという話をいただきました。私の校長としての判断基準は、生徒のためであれば何でもやりたいということでございます。そういうことを申し上げた記憶がございます。

また、学習環境についてですけれども、私は若いころ津久見高校に7年間おりました。その後、大分市内で過ごしたものですから、玖珠のほうに来まして、やはり大分市と地方では学習環境が大きく違うということを感じる日々でございます。

このたび、玖珠美山高等学校の生徒を対象とした公営塾を開設していただいたことにつきましては本当にありがたく思っている次第でございます。

そこで、私としましては、公営塾へのかかわりといいますか、期待といいますか、それを3点、最後にまとめさせていただいております。

まず、この公営塾は本校の生徒の学習指導を補完するというスタンスであります。あくまでも進路指導、学習指導の主体は学校でございます。ただ、進路志望先も含めて、多様な生徒がおります。もちろん国公立大学を狙うという生徒から、中学校の学び直しを丁寧にやらなきゃいけないという非常に幅広い生徒がおりますので、私どもとして精いっぱいやってみますけれども、それを補完していただけるということがまず1点でございます。

次に、生徒の学習環境が整うということでございます。本校は通常、朝7時から夜7時半まであけております。多くの職員は、当然、勤務時間は16時40分で終わりですけれども、その後も進路指導とか部活動の指導、あるいは休日も指導に当たっているという現状がございます。

一方で、本校の特徴として、非常に長距離通勤の教職員が多数おります。玖珠郡に住んでいる教職員は限られておりまして、長距離通勤、例えば、大分市から高速通勤が20名程度はおります。日出とか杵築とか中津とか1時間程度がさらにおりますので、それらの職員にこれ以上、夜10時、11時と生徒の指導を強いるわけにはいかないという現状がございます。

この塾のおかげで、夜8時以降や週休日等も生徒が塾の学習が可能になるわけでございます。大変申しわけない話ですけれども、大分市であれば高校に同窓会館があって夜まで勉強できたり、あるいは私の高校1年生の子供も行っておりますけれども、県立図書館に行ったりとか、あるいはホルトホール大分に行ったりとか、やはり大分市内というのは本当に恵まれているなど。そういうことを考えますと、やはり勉強しようとする生徒の環境が

整うという点で、この塾の開設を非常にありがたく思う次第でございます。

次に、保護者の経済的な負担の軽減につながったり、あるいはこの塾により町が、あるいは地域が学校を応援していただけるという新しい学校づくりの機運と申しますか、それが高まるのではないかなということ期待をしているということでございます。

今後も私、校長としまして、地域の方々の期待に沿えるように学校づくりに努めてまいりたいと思っております。

嶋委員長 ありがとうございます。それでは、これより質疑と申しますか、意見交換に入りたいと思います。ざっくばらんに意見交換をさせていただければありがたいと思っております。

堤委員 これが公営塾の校舎なんでしょうね。立派なパンフレットで、講師も充実して。町から1千万円の支援があるということですが、経費がかかるのに保護者負担は全くないということで、どういうところから経費が出ているのかなということと、今現在、何名の方がおられるかについて、教えてください。

長尾参考人 まず、塾の概算がこれでございます。先ほど申し上げたとおり、NTTのプレハブの事務所だったところを改装してやった部分でございます。

あと、経費でございますが、1千万円というのは、もともと平成27年の開校時から玖珠町と九重町で合わせて1千万円の補助金をソフト事業に出しておりました。

そのほかということ、今のところでは、これから1年通してという部分になりますと、塾の運営委託が約3,200万円、施設の借上げが200万円ということで、年間3,300万円から3,400万円かかります。来年度から31年度までで1億200万円ほどの運営経費がかかるということです。

中身につきましては、先ほど少し申し上げたんですが、地方創生推進交付金という部分をいただくようにしています。それが一部ということで、先ほど野尻校長からもありましたパークマットの研究もセットになった事業になっています。その部分については、パークマットをつくる機械を来年度導入すると。その部分もこの事業の中に組み込んでおるところであります。

九重町さんとの共同事業というのがまだ正式には決定しておりませんが、決定されれば、最大2分の1が経費として補助を受けられるという部分でございます。残りの部分も少ないお金ではございませんが、その分については町のほうとしては、ふるさと納税のお金であるとか、純粋に町費のほうで賄うということ今考えておるところでございます。

あと、今の状況ということで、先ほど申し上げましたとおり、受け付けをし出したのが11月下旬からということで、先ほどPTA会長のほうからありましたとおり、三者面談で個人のカリキュラムをつくっていくという作業がありますので、申し込んだからすぐ来られる状況じゃないので、1日に数名ずつしか受け付けができません。今のところ申し込みをされている方が69名、内訳としまして、玖珠町が38名、九重町が25名、由布市が4名、日田市が2名という状況でございます。学年別の内訳で、1年生が47名、2年生が18名、3年生が4名ということで、3年生のほうもうほとんど進路が決まっている部分が多いということでの少なさということのようでございます。

あと、実際に今授業を受けている人数ですが、これは大変申しわけないんですけど、12月1日の部分でしか資料の持ち合わせがないんですけど、27名で、そのうち志望別で言

いますと、国公立志望が15名、私立大学が3名、専門学校が5名、その他が4名というような状況になっております。

先ほど部活動のお話もあったんですが、部活動の加入者が27名中25名ということで、ほぼ全員が部活動に参加されている方ということで、運動部が16名、文化部が9名というような状況になっております。

男女別に言いますと、男子が18名、女子が9名ということで、12月1日現在に授業が始まった子は、そういった構成になっております。

堤委員 非常におもしろいと言ったら失礼だけど、すごい事業だなと感心しながら聞いておるんだけど。地域産業科の、農業系の子もここに行きたいと。当然この子たちも難関大も含めて、基礎学力を上げていくという目的もあるんでしょうけれども、それプラス、そういう大学を目指していこうといった場合には、特別のカリキュラムか何か組んで、そういう子は専門的補習をしていくという流れなんですか。

長尾参考人 地域産業科の子供さんの中には、推薦で国公立の農業系を目指す子供さんもおられるということで、そこら辺の部分は普通の授業であったり、あとは面接試験の指導とかいうのも、高校のほうの面接指導の延長というような形の部分はやれるかなというふうに考えております。

あと、就職の部分に関しては一般教養の指導ができるということで、まだこの分については今のところ申し込みがないということなんですが、そういった形での対応をすることにしております。

末宗委員 きょうを非常に楽しみにしておりました。今、説明を聞いたわけですが、さすが森藩だなと思って、隣に位置するのが恥ずかしいぐらい、なかなか宇佐のほうはできないわけだけど。

ちょっと何点か、疑問ということじゃないんですが、1ページ目に、玖珠町の朝倉町長の名前があります。学習塾という一応「塾」がつくから、塾長さんというのが玖珠美山高校の校長先生とどういう立ち位置にあるかわからないけど、志は高く持って、慶応義塾よりまだいいような塾をつくってという気持ちで、塾長がいると恐らく精神が入るからね。公立学校だから、そこらあたりは複合的にどうなるかなと思う。また、塾はNTTのところにとあるけれども、玖珠には廃校となった森高校があるよね。今どう使っているのかわからないけど、それを活用する方法もあるんじゃないかと思ったんですが。それと、Birth47が相当重要な位置を占めていると思うんですが、それを町長さんが選んだわけやろうからね。そこあたり、何が1番気に入ったかというのを教えていただきたい。

それと、校長先生にお聞きしたい。玖珠美山高校は普通科が3クラスで、地域産業科が1クラスかな。（「はい、さようでございます」と言う者あり）そして、この学習塾というのは基本的に進学よね、学習塾である以上。恐らく農業じゃなくて、進学が根本にあると思う。玖珠は農業高校を出た人も多分多いだろうけど、やっぱり今から英断を持ってやる以上は妙に妥協すると教育というのはおかしくなるから、そこあたりの本当の根本的な県の教育委員会の考え方、校長先生の考え方かよくわからんところもあるけど、校長先生として今立場があるから。本当にこの玖珠美山高校の百年の計を目指して、すばらしい決断をお願いしたい。ぜひとも成功させていただきたい。これを参考に大分県の教育をよくしたらいいなと、本当に楽しみにしておりました。とにかくまず頑張ってください。

長尾参考人 それでは、まず塾長の部分でございますが、このリーフレットの後ろから1枚開いていただきますと、そこに2名の職員の紹介をしております。マネジャーと塾長という形でございますが、この2名が常駐の塾の職員であります。

イメージ的には、私も最初、塾長という方がトップで指揮をしながら塾を運営していくというふうに考えていたんですが、このマネジャーと塾長というのはほぼ同列で、分けるとすれば、マネジャーのほうが文系担当、塾長のほうが理系担当で塾の個別指導を進めているような状況です。

塾と学校との関係という部分も先ほど若干申し上げたんですが、学校と塾が直接やりとりする部分をつくらぬ方向で考えております。町のほうを介しての……（「聞いた、聞いた」と言う者あり）あと、塾に対する要望等は町を通して塾に反映していくという中で、高校のほうは若干まどろっこしいところはあるかもしれませんが、うちが中に入っていくというような状況です。

あと、森高校の跡地という部分なんですが、これが玖珠の統合中学校の建設予定地になっておりまして、平成31年4月……（「ああ、中学校になる」と言う者あり）はい。2年後に全7校が統合して、そこに……（「それで使わなかったんですね」と言う者あり）はい、行くようになっております。

あと、Birth47をなぜ選んだかという部分は、先ほどお話ししたとおり、とにかく現場を見てみようという中で、現地での地域からの信頼度であったり、子供たちの満足感が高かったという部分、それと、全国ではほかの取り組みがされております。私どもも結構調べてみたんですが、特に高校生対象としては、島根県の海士町のほうが県立の隠岐島前高校で島留学とかいうような形で取り組みをされているのは聞きました。そこもいろいろ見てみたんですが、週1回なんですね。週1回しかできていません。（「それは比べ物にならない、こっちと」と言う者あり）はい。なので、人数が回数をこなすということでいえば、足寄町の足寄塾を見たときに、それをすばらしいなと思ったので、そういった意味で、この方式をとろうということで、全国でほかにこういう取り組みがなかったものですから、随意契約の中でここを選ばせていただいたというような形になっております。

野尻参考人 先ほどありましたように、普通科3クラス、地域産業科1クラスでございます。実はこの具体的な話をいただいたときに、私のほうは大変失礼ながら条件を出させていただきました。それは進学する生徒だけでなく、本校の希望する生徒であれば、どの生徒も入れるようにしてもらいたいということでもあります。

実は普通科の中にも進学と就職がおります。一方では、地域産業科がありますので、学校の中に学科が3つあるようなものでございます。ただ、地域の学校は1つでございますので、最大多数、生徒、保護者の方の要望にお応えするのが私の使命であろうというふうに思っております。ですから、私も少しずつこの塾について保護者の方とお話しするような機会があったときに、実は地区のPTAなんかでは意外と地域産業科の保護者の方がですね、なかなか家ではほとんど勉強できないような状態で、こういうのができたらうちの子供の生活が変わるきっかけになるかもしれないというような話もございました。

実はうちの地域産業科は非常に頑張っておりまして、PRのようですけど、あす別府で高校生サミットというのがございます。高校生サミットに上野丘高校のスーパーグローバルハイスクール、そして舞鶴高校のスーパーサイエンスハイスクールに並んで、うちの地

域産業科の生徒が、先ほど申しましたパークマットのトマトの研究ということで発表をいたします。やはりそういう子たちを盛り上げていきたいというふうな気持ちを持っております。

先ほども申しましたが、やはり大分市と違って、経済的な環境もかなり厳しいなど。その中では、この塾に行く生徒が進学だけでなく就職、あるいは一般教養も含めて、特に就職するための学力もやっぱり必要なわけでございます。それを考えたときに、希望する生徒が1人でも多く行って、そして、学校の勉強にプラスして力をつけてくれるとありがたいと思っているのが今の私の考えでございます。

井上委員 先ほど教育委員会の審査があって、その前にこの塾の話があればよかったなと思いました。少人数の学校においては、やっぱり特色ある学校、行かせたくなる学校をつくってほしいということを行ったんです。本当言うと、公営である県立高校がこういった学校づくりを示したほうが良いかと、また、そうすべきだという思いがあるんです。ですから、あえて私は申し上げたわけなんですけれども、やはりこういったことを1つのモデルとして、ぜひとも成功してほしいし、これが県立高校のある意味での刺激になると思う。ひとつ頑張っていて、少人数校もやれるぞということを示してほしい、そういう願いを込めて、大変期待をいたしております。

パークマットの関係についてですが、私も林業会社をしています。ぜひともそういったものを利用しながら、杉の皮もたくさんありますので、河津先生という方が日田林工高校でやっていたのをまず充実させて、おたくのほうの農業で活用しようということで本格的にやったんです。大変これは素晴らしいことで、私たちも勉強に行かせますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。期待しております。

馬場委員 塾で国公立の大学とかそういうところを目指すというイメージがあったんですけど。そうじゃなくて、例えば、先ほど地域産業科の生徒さんも自分の目指すもののために行くとかいう、現実には地域産業科の生徒もかなり行っているんですか。

長尾参考人 残念ながらですね、問い合わせの69名の中は確認ができておりませんが、三者面談が終わった生徒の中には地域産業科の子はいないというふうには聞いております。中にはいるやもしれませんが、ちょっとまだ面接が終わっておりませんので。

馬場委員 例えば、学校の進路指導と塾の進路指導が異なる場合とかもあり得るのかなと思うんですけど、それは直接じゃなく町の方が中に入ってやるということになるんですか。

野尻参考人 今、委員がおっしゃられたことは、実は大分市内ではよくある話だと思っております。7月に塾の責任者の方が学校に見えたときに、全部の生徒を対象にしたいということをお願いしたら、向こうのほうから、決して学校の進路指導に反するようなことはしないということは約束しますということをお願いしたので、あくまでも学校の進路指導を補完すると。そして、そこで塾から何か話があれば、そこで丁寧に課題を克服していけばいいわけで、決してそういうことではないということで事前にお話をいただいております。あくまでも進路指導の主体は学校でございます。

末宗委員 偏差値70と資料にあるけど、偏差値70は九大の法学部ぐらいですか。

姫野高校教育課長 3年生であれば、偏差値70というのは東大を狙えるような力になっております。

末宗委員 楽しみにしております。

嶋委員長 先ほど委員外議員の皆さんに残念ながらご発言いただけなかったのですが、何かございませんか。

尾島委員外議員 生徒の定員割れの話が出ましたが、26年度は森高校が3クラスで、玖珠農業高校が2クラスということだったわけですね。玖珠美山高校も当初は普通科3クラス、農業科2クラスというような構想もあったみたいですけど、最終的には農業科が1クラスになって、しかも、2年目で大幅に定員が割れるというようなことで、1クラスになりながら大幅に割れるということで大変心配をしているんですけどね。

さっき国公立の推薦の話がありましたけど、たしか24年度ぐらいに鹿児島大学かどこかに行かれていますよね。それから、26年度は農業大学の希望者が非常に多かったと。十数名行ったんじゃないかと思うんですね。そういう非常に優秀な生徒を集めた時代があったと思うんです。これだけ人気下がったというのは、1つには学校のクラスを確保するために、県教委のほう詳しいんですけど、応用微生物室なんかを撤去しましたよね。ああいう研修施設とか、子供の十分な学びの環境、こういったものが少し劣化したんじゃないかと思うんですけど、校長、その辺はありませんか。

野尻参考人 実は地域産業科に入ってくる生徒の半分以上、恐らく7割ぐらいは非農家でございます。また今、本校の地域産業科の3年生は就職先がほぼ内定しておるんですけども、農業関連以外の就職先が多うございます。一方では、商業、工業が非常に堅調であるということも含めて、なかなか進路指導先が保障できないというのが定員割れの大きな原因にもなっておるのかなということを思っております。地域産業科の生徒、本年は三十数名おりますけれども、一番多い進路先は公務員でございます。ただ、公務員はほぼ自衛隊でございます。ですから、今後、安定した生活を保護者も生徒も望んでいるというのは大きいなと思います。

ただ一方では、1クラスになりましたが、県教育委員会のご厚意で、2年生からの4つの類型は残しております。草花、野菜、畜産、食品加工と。その点では、少人数でそういうことを学べるというよさもございますし、環境自体を考えますと、食品加工の施設も他校に比べるとかなりいいものを持っていると思いますし、あるいは畜産も残していただいておりますので、最大限要望に応えられる、他校と比較で悪いんですけども、そのことはありがたく思っている次第であります。

尾島委員外議員 さっき部活の関係を言われていましたけど、玖珠美山高校はホッケーの練習場が非常に離れていますよね。それから、野球もそうですけど、そういったハンデがあると思うんですけど、その辺はうまく調整できていますか。

野尻参考人 玖珠美山高校はホッケーを強化アップしていただいておりますが、月曜から金曜までは学校のグラウンドでやっております。土日のみ、少し離れたホッケー場に行きますので、そう大きな問題はないというふうに思っております。それから、野球場は第2グラウンド、これは自転車で行ける範囲、自転車で15分程度ですので、希望する生徒は、練習が19時過ぎに終わって、そのまま行けば使えるんじゃないかと思ったり、ぜひそういう生徒にも使ってもらいたいと思います。また、4月の地震のとき感じたんですけど、夜は2時間に1本程度しかJRがございませんので、駅で待ち時間をしゃべって過ごすよりは、やっぱりこういうことで計画的に使えると文武両道にもなるのかなというふうに思っている次第でございます。

堤委員 本松PTA会長さん、玖珠美山高校は新設校だけでも、子供さんの様子とか、お父さんたちのつながりというか、父親会とかいろいろありますよね。そういうPTAのつながりというのはどうですか。

本松参考人 新設になりまして、本当にPTA関係の方の協力というのは非常に多くて、昨年度は初年度ということで、地域産業科もありますので、いろんなバザーとか、強歩大会のたき出しとか、非常に多くの保護者の方にご加勢いただいて、本当にいい雰囲気回っているような状況でございます。

私の子供は陸上がしたくて入ったんですけど、欲を言えば、本当の指導の先生がいない状況ですので、その辺は若干不満というか、専属の先生が欲しいなということではあるんですが、全面的には学校のほうがバックアップをさせていただいておりますので、おおむね本人はよかったなというふうには言っております。先ほどちょっと出ましたけど、部活が終わって塾に2時間ほど行くんですけど、自転車で通ってしまして、それでも帰ってくるのが22時ぐらいになるんですけど、本当にさわやかな顔で、いい塾だなということで、これならやれるというような自信を持って帰ってきていますので、非常に親としては安心をしているところでございます。

嶋委員長 それでは最後に、地元の濱田委員。

濱田委員 開校式と講演会に行かせていただいて、地元の期待というのは非常に大きいから、あと3年で確実な成果を出してと。この3年間の費用というのは、ここにありますように、地方創生推進交付金ということで賄っておりますので、この後、これで終わったら何もならぬので、やはり県費等のいろんな加勢が必要になると思うんですね。そういう意味では、ぜひ県にもまた引き続き応援をいただく、そういうこともこの委員会でご理解いただいて。とりあえずこの3年間で本当に期待に沿う成果が出て、そして、これが続いていけば、ある程度これからの玖珠美山高校の安定した成長といえますか。今、九重町は中学校1校で、非常にそれなりの成果が出ております。今度、玖珠町があと2年で1校になります。小学校はたくさんありますけれども、人数が少ないところも多いんですから、恐らくこれから廃校とか、小学校の整理も出てくると思いますけれども、中学校が2つ、両町に1校ずつ、そして、その上に玖珠美山高校があると、こういう玖珠郡全体の教育の絵ができますので、それをしっかりとサポートして、1番上の高校がしっかりなれば、玖珠郡全体の小学校からの、また、幼児教育からの教育体制がかちっとくるので、ぜひそういうことで町も力を入れておりますから。あと、九重町も一緒にその辺を組んでやっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

嶋委員長 予定の時間もまいりました。この玖珠志学塾の取り組みは、濱田委員からお話がありました地元の方はもとより、多くの県民が注目をして、多くの教育関係者の皆さんも期待をしているところでございます。お話のあったとおり、玖珠志学塾の目指すべきところ、この3年でしっかり果たしていただいて、その後も、濱田委員からもお話があったように、またみんなで協力をして、大分県教育を玖珠美山高校と玖珠志学塾がリードしていく、そういう姿を目指していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

[参考人、委員外議員、教育委員会退室]

嶋委員長 次に、閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので所定の手続をとることにいたします。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにないようですので、これをもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。